

参議院税制問題等に関する調査特別委員会会議録第十三号

昭和六十三年十二月十七日(土曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月十六日

辞任

岩本 政光君

斎藤 文夫君

渡辺 四郎君

塩出 啓典君

和田 教美君

吉井 英勝君

野末 陳平君

青島 幸男君

十二月十七日

辞任

佐藤謙一郎君

村馬 孝且君

補欠選任

野沢 太三君

小野 清子君

及川 一夫君

中野 鉄造君

中野 明君

吉川 春子君

秋山 肇君

下村 泰君

補欠選任

林 健太郎君

大森 昭君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

梶木 又三君

斎藤 十朗君

林 遠君

平井 卓志君

降矢 敬義君

吉村 眞事君

志呂 裕君

安恒 良一君

峯山 昭範君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

委員

井上 吉夫君

井上 孝君

板垣 正君

小野 清子君

大河原太一郎君

大木 浩君

岡部 三郎君

加藤 武徳君

久世 公典君

後藤 正夫君

斎藤栄三郎君

下稻葉耕吉君

田辺 哲夫君

仲川 幸男君

野沢 太三君

林 健太郎君

藤井 孝男君

松浦 孝治君

森山 眞弓君

及川 一夫君

大森 昭君

千葉 景子君

福岡 知之君

山口 哲夫君

山本 正和君

太田 淳夫君

中野 明君

中野 鉄造君

橋本 敦君

吉川 春子君

柳澤 鍊造君

秋山 肇君

下村 泰君

竹村 晨君

片岡 定彦君

参考人

常任委員会専門員

保家 茂彰君

井上 光一君

西川 元啓君

米山久美子君

大島 良満君

西川 寿子君

藤永 延代君

本間 幸男君

右山昌一郎君

庄司 中君

和田 八東君

金子 圭賢君

中村久増美君

立教大学教授

税理士

井上 孝君

中村久増美君

立教大学教授

税理士

井上 孝君

中村久増美君

立教大学教授

税理士

井上 孝君

中村久増美君

立教大学教授

税理士

井上 孝君

中村久増美君

立教大学教授

税理士

井上 孝君

本日の会議に付した案件

○税制改革法案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(梶木又三君) たいだいまから税制問題等に関する調査特別委員会を開会いたします。

税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、各案につきまして、お手元の名簿の十二名の参考人の方から御意見を拝聴いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、御多用中にもかかわらず本委員会のために出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、心から厚く御礼申し上げます。

本委員会におきましては、目下税制改革法案外五案を審査中でございますが、本日は忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にしてまいりたいと存じますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十分程度で御意見を順次お述べいただきます。その後で委員の質疑にお答えいただきます。

それでは、これより順次御意見を承ります。

まず、井上参考人にお願いたします。井上参考人。

○参考人(井上光一君) 御指名をいただきました井上でございます。

こういうところで自分の所見を述べる光栄に感謝をいたします。

最初にお断りをさせていただきたいと思うんですが、十分だそうでございますので、非常に抽象的になったり、それから舌足らずの点があると思いますので、あらかじめお断りをお願いしておきたいと思ひます。

私は、税制改革の必要性について二つに絞ってお話を申し上げたい。一つは消費税でございます。もう一つは、事業者の承継税制について特にお願いをしたい、こういうふうに考えております。

さて、税制改革の必要性でありますけれども、私はこれを是とするものでございませぬ。なぜならば、昭和二十五年のシャープ税制以来、税制には抜本的な改革がなされておりましたので、当時経済も小さく、そして流通もほとんどなかった時代の税制と今日の税制では比較にならない相違があつて、その間に生ずるアンバランスは大変大きいものではないか。こういうふうに考えますと、今日の現象の中では、これはやはり抜本的に改正すべき必要がある、かように思うからであります。ただし、これを改正するのには、私もには若干の希望がございしますので、その希望についてお話を申し上げたいと存じます。

まず第一に消費税でございますが、消費税導入に対する問題については、やはり相当の不安感と懸念が中小企業界にあることは覆いがない事実でございます。したがつて、反対する人も多少おりますし、その意図は依然強いものがございます。これは、そういう制度で価格転嫁ができるか、あるいは納税事務負担はどうか、将来税金のパーセンテージがどうなるのか、といったふうな不安があるからでございます。こういう不安があるからでございますが、それらのものが明快に改善されれば私はこれはやはり改正する必要がある、こういうふうに思うのでございます。

それにはまず価格転嫁の問題ですが、中小企業は業種、業態、規模、取引実態、取引の力関係、まさに千差万別でございますので、その中ではなかなか私も想像しがたいような取引もありまして、とても中間者が下まで税を転嫁できるというような取引のできない業種もあるわけでございまして。したがつてこれらについては、本当に価格転嫁の保証をどうするか、あるいは中小企業者が締結する転嫁・表示カルテル等の必要がどうして生じてまいりますので、そうしたものについて

取引実態に即したガイドラインを早急に示すことが非常に必要ではないか、こういうことをぜひやつてほしい、こういうふうに思うわけでございまして。したがつて、実効性のあるカルテル手法についての情報提供やそうした条項をしつかりつけてほしい、こういうふうに思うわけでございまして。

次に、税の転嫁の問題でございますが、業者間取引で、特に優越的な地位にある大企業とか企業者の消費税負担分をその価格の中に吸収してしまふようなものがあることがいろんな取引の中では習慣化されております。そういうことをささないためにはいかに適正な処理をするか。すなわち取引の下請代金支払遅延等防止法やいろんな問題がありますが、これらのものを若干手直しをして、さらに強固なものにしてこれらのことをさせないような工夫をしようということが必要である。もしこれができると、私も一番心配する一物二価、一つのものが二つの価格構成と、消費者の手渡すのに、こういう場合が生ずるからでございます。

次に、中小企業者に対する研修あるいは講習を含めた消費税のPRを初めとしたしまして、特に転嫁問題の最前線になる中小企業者には魅力ある商店街づくりや、あるいはこれを支援する方法や転嫁力と転嫁するための事業基金、これはいろいろの問題がこれから生じてまいりますので、それに必要なエキスを生む整備基金事業、こうしたものの創設とか、あるいは商店街の共同利用施設整備基金と同等の促進を図れるような御援助をお願いできればというふうに思うわけでございまして。それでないとなれば負担がかかる問題、いわゆる納税コストが高くなつてまいりますので、そういう点では簡易課税制度やあるいは帳簿方式等の採用を考えられているようですが、さらに加えてこういう配慮が大変必要になつてくるということをお認めをいただきたいわけでございまして。次に、消費税は以上のことにしておいて、承継税制の問題でございませうけれども、これは大変大

きな問題でございまして、今私どもの周辺で一番困難なのは承継税制の問題だろうというふうに考えております。したがつて私も、従来、承継税制に対するもつと有利な方向やあるいはまた生前贈与制度や、そうしたものについてあらかじめそういう措置を講じていただくような長い間かかつてお願いを申し上げてきたところでございまして、なかなかこの実現を見るに至っておりません。

それで、生前贈与制度の創設をこれから考えてまいります。これは、いろんな問題点があろうかと思ひますが、農業者には既にできておるわけであります。一つは、一つのサンプルもあるわけでございまして、一つは、こうしたものをひとつ手本にしながらも十分お考えをいただきたい、かように思うわけでございまして。

さらに、中小企業者の場合、事業を相続いたし、また、その相続による負担のために事業の縮小を余儀なくされたり、あるいはひどいものになると廃業に追い込まれたりする場合があります。見受けられまして、これらについては特に御考えをいただきたい、こういうふうに思うわけでございまして。

それから、特に近年の著しい地価の高騰等によりまして自然に財産がふえてきておりますので、そういう意味で、承継税制の場合にこれらの総額がまたも対象になるというのは、実益のないところに対象額がふえるわけでございまして、とても納める方としてはたまたまものではないわけでありまして、こうしたことによつてそういう今申し上げた側面とか廃業とかいうものに追い込まれる例が非常に多くなつてきた、こういうことでありまして、特にこの辺についての御配慮をお願いしたい。

個人事業者については、事業用資産の贈与に関する生前の特例制度を設けない、こういうことができないというところでございまして。中小会社においても株式の評価方式の改善を行い、中小企業における事業承継が円滑にできるようラインができ上がらないと、なかなかこれは言うにはやすくして行ふことは困難ではないかというふうに思ひ

ますので、この点については特に御配慮をお願いしたい、こう思う次第でございまして。

それから、税制改革についてはもう私が申し上げるまでもありませんが、公平であり、中立であり、簡素を旨とした中で、中小企業の活力ある維持増進を念頭に置いたものでありますことを切にお願いを申し上げます。委員長から指示された時間が参りましたので、私の意見の陳述を以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございました。

次に、西川元啓参考人をお願いいたします。西川参考人。

○参考人(西川元啓君) 会社に二十年間勤務いたし、現在課長の職にありますが西川でございます。

本日は貴重な機会をお与えいただき、まことにありがとうございます。

それでは、御審議の法案につきまして、これに賛成いたします立場からサラリーマンとしての個人的意見を述べさせていただきますと存じます。

私は、今回の法案につきましては全容を把握しているわけではございませんので、見当違いの点もあるかと存じますけれども御容赦いただきまして、日ごろ考えておりますことをこの場で申し述べさせていただきますと存じます。

まず最初に、私もサラリーマンの生活に最も関係の深い所得税法の改正につきまして述べさせていただきます。

私は、自分を中堅サラリーマンの一人であると認識いたしております。サラリーマンの多くがそうでありまふように、会社のため、ひいては、大げさではございませんけれども、日本経済の発展のために、仕事に喜びを求め、一生懸命働いておりますけれども、若いときには、毎月会社からいただく給与明細書の所得税でありますとか住民税の額につきまして、まあこんなものかなとそれほど意識していなかったものでございまして、近年これがずしと肩のしかつてくる、こういう

思いを強くいたしております。この理由は二つございいます。一つは、私どもの年齢になりますと教育とか住宅の関係でお金がかかること。二つ目には、給与が伸びるその率以上に税金の伸び率、これが高いために、税負担の重みを強く感じる、こういうことからございいます。この現行税制の持つ小刻みな大幅進税率構造のもとではややもすると働く意欲も減少しかねない、こういうふうに考えている次第でございいます。

したがって、このたびの改正によりまして、中堅所得者を中心として税負担の累増感の解消を図るために、これは単に昭和六十三年度の単年度の措置としてのみではなくて、税率の累進度が緩和され、さらには高校とか大学生の年齢の子供を持つ者の扶養控除等の割り増し等が盛り込まれまして所得税の負担が軽減されますこと、これは私の非常に大きな喜びでございいますし、多くのサラリーマンも同じように感じているのではなからうかと思ひます。

続きまして、法人税の改正につきましても触れさせていただきます。私どもサラリーマンは会社からの給与によりまして生計を維持しているわけでございいますから、会社の存続、発展なくして私どもの生活向上は図れないということとなります。

企業が競争力を維持し続けるためには、不断の研究開発投資や設備投資をしてまいらなければなりません。このためには、企業には適切な内部留保を必要といたします。しかるに、我が国法人の実質的税負担は世界で最も高いと言われております。企業活動のグローバル化が進む中で、世界の企業は同一の土俵で競争すべきであると考えます。日本の企業のみ高い税金を納めることは、日本の企業を国際競争上著しく不利な立場に追いやるものでございまして、このようなことはもはや許される状況ではないと考えます。また、我が国法人税制上のかかる不利が私どもサラリーマンの生活に大きな影響を及ぼすこととなる国内産業の空洞化につながる懸念、これを払拭していただく

なければなりません。

以上によりまして、このたびの法人税率を引き下げる法案を強く支持いたす次第でございいます。しかしながら、今回の引き下げによりまして、地方税を含めた実効税率は、いまだ米國等と比べ、なお高い水準にあるわけでございいますので、今後の課題といたしまして、さらなる税率の引き下げを御検討願ひたく、要望するものでございいます。また、税率を引き下げましても、この財源を確保するために課税ベースを拡大するというこのないようをお願いしたいと思ひます。特に、退職給与引当金でございいますとか賞与引当金、これらは私どもサラリーマンに対する債務を積み立てているものでございいますので、これを廃止したり圧縮したりすることがないよう強くお願いいたす次第でございいます。

このように、所得税及び法人税の減税を強くお願いするところでございいます。次に消費税の導入につきましても述べさせていただきます。

消費税は、サラリーマンの家計に大きな影響を与えること、これは否定できません。しかし、当面の自然増収に着目して、所得税減税はしてほしい、消費税は払いたくないというようなことは、中長期の視点でとらえれば、ないものねだりをするものではないでしょうか。私は、所得税、法人税の減税を行うためには、消費税の導入もやむを得ないと考え、これを支持いたすものでございいます。以下にその理由を申し述べさせていただきます。

私は、現行の税の徴収に強い不公平感を抱くもの一人でございいます。私どもサラリーマンは、自営業や農業を営む方々とは異なりまして、源泉徴収により所得の捕捉が完璧になされております。この税務執行上の不公平を是正するために、申告納税制度に改善すべき点はないか、このあたりの検討も望まれるところでございいます。すべての納税者の所得を捕捉することが徴税コストの關係で不可能であるといはしますと、国民の多くが不公平と考えております現在のありよう、これは何か別の手段で是正してしかるべきでござい

す。消費する者だれもが負担する消費税の導入、これはこの不公平の是正に寄与するものと考える次第でございいます。

また、国の財政の健全化の観点でございいます。適正な民間比率はいかほどかなどの難しい議論、これを展開する能力はもろろん私にはございませぬ。しかし、企業とサラリーマンに税収入の半分以上を依存するのはおかしいのではないかと、そういうふうにも思ひます。特に、企業の収益は大きく変動するものでありますから、これにかなりを依存する財政では、安定的、堅実な国の施策を期待することはできません。財政基盤の健全化を図るためには、これらの税への偏りを是正し、これを補うものとして消費者が広く負担する消費税を導入する以外に道はないと考えます。

国の重要な施策の一つに社会保障制度がございいます。私どもサラリーマンも年をとります。今後到来する高齢化社会に向けて、適切な社会保障を受ける財源を今からぜひとも確保していただくかなければなりません。この社会福祉の充実のためにも消費税の導入を図らざるを得ない、こう思ひます。

以上、申し述べました理由から消費税の導入を支持いたす次第でございいますけれども、ここで少し要望がございいます。

一つは、よほどの事情がない限り、3%の税率を引き上げるべきではないこと、二つ目は、所得税が課されていない低所得のサラリーマンにとりまして、今回の消費税の導入は明らかに増税となるものでございいますので、このための措置として歳出面からの手当てをぜひ御検討いただきたいと存じます。

以上、御審議の法案に對し賛成意見を申し上げ、また、一部要望事項を述べさせていただきます。私からの発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長(梶本又三君) どうもありがとうございました。次に、米山参考人をお願いいたします。米山参

考人。

○参考人(米山久美子君) 私は江戸川区に住んでおります主婦でございいます。今回の参考人としての意見を、家計を預かる主婦、消費者、生活者の立場から述べさせていただきます。

今、多くの国民は本当に怒っていると思ひます。十一月十六日の衆議院での採決の強行には、私も本当に腹が立ちました。私たち国民の生活に大きな影響をもたらす税制の改革を、単に時間をかけただけで、中身の審議はろくにもしないで、採決を強行するなどということは絶対に許せません。なぜ、今の時期に三兆円もの自然増収があつて、景気も上向きになつていくというのに、無理やりに増税を私たちには押しつけようとするのでしょうか。とても不満でございいます。一たん撤回して、時間をかけて審議を尽くしていただきたいと思ひます。

私たち町の主婦の素朴な疑問と怒りは、内閣の中軸にいる方々や高級官僚のお歴々が、リクルート疑惑の汚れた手で国民大衆に新しい税金を負担させようとしていることです。率直に言つて、今の政府にはそんな資格はないと思ひます。自分たちは、ぬくぬくとぬれ手にアワで、一千万円も二千万円ももつておられて、ばれてもその責任をとらずに知らぬ顔で私たち増税を押しつけようとするなんて、全く許せないわよねえというのが、私たち主婦の町の会話になつております。こうした庶民の感情について、どうお答えになるつもりでしょうか。私は、まず、リクルート疑惑を徹底的に明らかにしたいので、きれいな身になつてからこの問題を通していただきたいと思ひます。最初にどうしてもこのことを言わずにはいられません。

今回の消費税については、いろいろ主婦の立場としては疑問がございいますが、これだけはどうしても納得がいけないという点、二つに絞つて言わせていただきます。

まず一つ目は、今度の消費税は、すべて最終的には消費者に負担をかぶせるというのが前提に

なっているということですね。これがまず第一に気に入らないんです。新聞やテレビでも、金持ち優遇、一般庶民や弱者にしろ寄せという形で多々指摘はされておりますけれども、とにかく不公平を一層に拡大するところでもない税制だということでは一致していると思うのです。内閣は、今回の税制改革に当たって、不公平の是正ということを強調していたはずなのに、実際には全くの逆で、中身を知らなければ知るほど、私たちとしては不公平感が深まるばかりでございます。

いろいろ勉強してみますと、非課税になるものがほとんどなくて、何を買ってもそれに税金がかかる。つまり、私たちに逃げ場がない、選択の余地がないということなんです。毎日食べるお肉とかお魚、電気代、水道料金、郵便料金、家賃など、暮らしに欠かせないものすべて税金がかかるなどというところは、本当に考えてもみないことでした。サービスにまで課税されるというの驚いたことです。お産の費用や火葬場の手数料にまで税金がかかるなんて、本当に信じられません。言ってみれば、生活すること、生きていくことそのものに税金がかかるということではないでしょうか。そうならば、イギリスのように振りかざから墓場までの社会福祉の完備ではなくて、私たちの住んでいる日本では、振りかざから墓場まで税金、税金で一生苦しめられるということなんです。

宝石や毛皮など、ぜいたく品に一五%の税率で課税されていた物品税を廃止して、今度は一律三%にするということですが、これは私たち多くの消費者から見れば、ダイヤモンドなど、生活になくても済む品物をうんと安くして、御飯とか飲み水とか、どんな所得の低い人でも、暮らしていくためには節約できない生活の必需品を値上げするということになると思います。一体皆さんの頭の中はどちらの方を向いて政治を行っているのかというふうに、私たち主婦としては疑わすにはおられません。

二番目に申し上げたいことは、三%という税率

と、物価の便乗値上げの問題です。これは歯ごめがないということですね。この点は、リクルートでこれだけ国民を欺いて平気な顔をしている政治家の言うことは、本当は信用できないということもあるのですけれども、実際には国会のいろいろな答弁を聞いていても、非常に不安になります。

付加価値税を実施している西ドイツ、フランス、イギリスなどヨーロッパの共同体十二カ国でも、一律税率は負担を不公平にするという理由で、デパートを除いては、複数の税率を採用しているというところから、今回の税制改革で、竹下内閣の行おうとしていることは、非課税なしと三%の一律税率とを組み合わせた、とにかく世界一不公平な税制をつくらうとしていることではないでしょうか。

私は、税金の負担が、言われているように三%で本当に済むのかという不安がございます。税率の一律引き上げを牽制する仕組みが全くないわけですから、将来、情勢がちょっと変われば、必ず増税になるような気がいたします。既に大蔵省は、五%にすることを要求するとおっしゃっているのですから、これを聞けば、竹下さんがどんなに私の代ではやりませんとおっしゃっても、代がかわればフリーハンドですよ、というようにしか聞けないわけですね。

消費者物価への転嫁の問題でも、便乗値上げは数限りなくあると思います。転嫁カルテルとか表示カルテルなどというのは、複雑でわかりにくいですが、個々の商品ごとではなくて、売り上げ全体の消費税負担額を見込み計算でできることとか、免税や簡易課税など業者の側のいろいろな納税特例など、私たち消費者にはわかりにくいことが多過ぎます。私たちが負担させられたことになる三%の消費税が、本当に国庫に税金として納められることを約束してくれるでしょうか。

再販商品のように、たとえ免税業者であっても、同じ価格で売ってもよいということになれば、三%前後の値上げがされても、便乗値上げとはみなさないということになって、実際には政府自身

がある程度の便乗値上げは業界に対して認めているということになりはしませんでしょうか。要するに、かつての売上税に反対した中小業者に対して今度は受け入れやすいように配慮はしたけれども、私たち消費者には相変わらず犠牲をふれということだと思ふのです。私たち消費者は一向に守られていないのだと思います。

さらにもう一つ申し上げたいことは、共働き世帯の不公平の問題です。これは所得税減税のおかげに大きい大きな一つの落とし穴になっていると思うのですが、増減税の損得分岐に関する計算というのいろいろあつて、プロの税理士さんに聞いてさえ、どれを信じていいのかわからない状態だといふほど複雑だと思ふます。いずれにいたしましても、上に厚く下に冷たい減税だといふ不公平は、既に多くの方が指摘していらつしやると思ふます。

これに加えて、共働き世帯の年収八百万円以下では増税になってしまふという問題がございます。日本生協連の試算では、年収六百万円世帯では、いわゆる片働きと共働きの格差が八万八千円にもなつてしまふます。

東京都の女性の有業率は、既に十五歳以上で四七・五%、二十から五十歳では六〇%近くになっております。この比率はこれからどんどんふえていくと思ふます。私たちがこれからの生活を少しでも豊かにと願えば、何らかの形で働きに出るというのが時代の流れだと思ふますが、そういう共働き世帯が働くことがばかばかしくなるというような時代逆行の税制改革は、ぜひとも考え直していただきたいと思ふます。

一人一人ではない私たち主婦は、今非常に無力さを感じておりますけれども、これ以上なめられてなるものかという声は大きく大きくなつていふと思ふます。恨みをどうして晴らしてやろうかとも考えております。どうしてもこの消費税を押し通そうとするんだたら、直ちに国会を解散して、総選挙で民意を問うていただきたいと思ふ思ふでいっぱいでございます。お笑ひになつてい

らつしやいますけれども、私たちの国民の素直な感情というのを素直に耳を傾けてくださるということが為政者としての態度ではないでしょうか。一主婦の立場としてはこれだけは申し上げたいと思ふます。

よろしく願ひいたします。(拍手)
○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。

次に、大島参考人をお願いいたします。大島参考人。

○参考人(大島良満君) 御紹介をいただきました大島でございます。

私は、十六年間サラリーマンの減税運動と言われるものを東海地方で取り組んでまいりました。きょうは現場の生の声を皆さんにお伝えをするために参りました。

保育園で、リクルートコスモスという花の株を植えるとお金がふえるそうだが、園に植えるといふねと、先生に質問したそうなんです。また、政府の高官は自衛隊とか機を正せとおっしゃつておみえになるようですが、新聞を拝見いたしますと、毎日高級料亭で大会社の偉いさんと飲み食いしておみえになるようですが、この金は一体だれが負担をしておるんでしょうか。

リクルートで何千万円ももうけて一円も税金を払わぬ人たちが中心になつて、私たちの暮らしに丸ごと税金をかけようとしている。こんなでたまためのことが数だけで押し通せると思つておるのかという声です。皆さんの耳に庶民の声は聞こえませんか。ごちそうをただで食べ過ぎると聞こえなくなつておられます。少しでも値打ちな品物がないかということでバーゲンカレンダーをつくつて、母ちゃんたちが一銭でも安く買いたい、こういう気持ち皆さんわかりますか。たった二週間ぐらいの審議で何が十分な審議をしたと言えるのでしょうか。竹下国会と私たち国民生活とのずれがわからないですか。わからぬ人は、次に当選するのではなくて、落選確定です。はつきり申し上げておきたいと思ふます。世論調査の結果を皆

さんたちは一体どういうふうになっておみえになりますか。これが現場の声です。自信があまりになるなら国会を解散してみなさい。結果ははっきりします。去年の売上税で一割も県議員の皆さん落ちたんじゃないんですか。

所得減税が目玉ですが、最低生活費には課税しない原則からも、生活保護基準より課税最低限度を上げるのと同じで、標準世帯でたつた八万円の引き上げです。六十二年度の夫婦子供二人の四人世帯の生活扶助基準は約二百三十五万円、改革案では所得税で最高の人で百九十五万円、個人住民税で百六十万円です。減税というパンを求めておる人に増税の石を与える、こういう内容に税制改革案はなっておるんじゃないですか。

源泉徴収制度の欠陥のために、今、年末調整が職場で行われております。翌年三月十五日までに払えばいい税金を私たちは十五カ月も前から払わされておるんです。私たちの所得税は、収入を得るために必要とした経費の実額控除は認められず、画一的な根拠不明の控除があるだけです。その控除の最低額が五十七万円で、控除率は四〇％から五％までの低減です。税務当局が資料を公開しないので、私たちは税金の経費の計算根拠がわからぬままずっと税金を取られております。

新聞報道によると、大蔵省の算定基準は、年収五百万円のサラリーマンの必要経費はたつたの四十八万六千三百三十四円です。

明細の一部を皆さんに念のために紹介をしますと、衣料品は一年間三万五千八百五十二円、背広は三年で一着、オーバーは二十六年で一着、ワイシャツはたつたの一・七枚、ほかにシャツ二枚という内容です。身の回り品は一万三千二百五十九円、ネクタイは〇・八本、ケミカル靴が五年で一足、理容、洗濯は二万二千九百八十七円、床屋さんは年に四・六回、これでは床屋さんがつぶれるはずで、文房具は五百六十四円、万年筆は何と二十九年に一本だそうなんです。私は、中小企業に三十五年働いておりまして、買えるかどうかということですが、年収五百万円ありません。つき合費は一万

三千八百七十八円。ここはどういうわけか、さすがの大蔵省も内訳の説明ができぬそうです。皆さんが料亭へ行けば一人前一万円では済まぬと思えます。私たちが忘年会やせんべつや香典、人のつき合いをやるのは当たり前でしょう。どうしてこんな金額でやれますか。これが税金の根拠にみんななっておるんですよ。

この金額は、本人以外に家族の分も入れているんだそうです。生きていてこそ働けるのですから、食費、住居費、家賃、子供の教育費など一円も、何で認めぬのでしょうか。今この計算で私たちの税金が天引きされておるんです。公表できぬはずで、知ればだれでも怒ってまじめに税金を払うのがばからしくなるからです。税制改革はこの点何の改善もしてありません。国会は何をやっておるのかというのがみんな怒っておる声です。

交代制勤務や住宅や交通政策の無策の結果、マイカー通勤をせざるを得ませんが、自動車には自動車税、重量税、自賠責保険料などがかけられております。任意保険も加えると年間十九万三千七百七十五円も負担をさせられておるんですが、私たちは、自動車は通常の生活に必要な資産ではないとの理由で、一円も必要経費が認められず、他の所得者には、これらのほかに修理、車検、ガソリン、減価償却、車を買いかえれば譲渡損など全額が金額がオーケーです。なぜ認める改正をやらぬのですか。

マル優の廃止は、サラリーマン世帯全体で一兆六千億円の増税となり、リクルートや土地転がしてはもうけつけた大金持ちの源泉分離課税三五％を一五％も引き下げたために、これらの人に四千億円の増税をやっておるんじゃないですか。最高税率の引き下げて高額所得者への減税額は、大盤振る舞いではありませんか。

所得二百万円以下、六十二、六十三年の減税額合せて十三万六千六百四十円、五百万円以下は二十八万七千六百二十円、一億円の人では千三百八十八万四千八百円、十億円の人では何と二年間で一億三千五百六十九万二千五百円も大減税になるん

です。自民党の議員の皆さんの中には、これを政治献金で当てにしておる人がおると新聞に書いてありました。だれが改革の恩恵を受けるのですか。答えは高額所得者の人たちだけじゃないですか。私たちサラリーマンはだれに使われておるだけですか。年収五百万円以下はサラリーマンの七八・六％、二千九百六十二万。みんな有権者ですよ。

年金生活者の場合どうなつたでしょうか。扶養家族になれるのは、六十五歳以下で百五十三万円以下になつてしまいました。去年までは百六十八万円までオーケーだったんです。増税されたわけですね。皆さんたち帰っていった老人クラブで顔向けできますか。年金が上がってもおらぬのに扶養控除がなくなり、家族手当がカットされ、国保料金や固定資産税が上げられるんです。おまけに所得税、税金まで取られるんです。

相続税、贈与税で最も税率の引き下げで大資産家を優遇する結果になつております。贈与税の基礎控除六十万円を何で引き上げぬのでしょうか。株式譲渡益課税もどんなにばらばらもうけしても二〇％の分離課税で済ませ、源泉分離課税では売買価格の一〇％の税金だけで済み、架空名義や他人名義が野放しになります。配当所得者は政府の資料によっても五百九十二万二千円までは所得税がゼロです。

法人税は既に六十二年度住民税のはね返りを入れると年間六千億円の減税が行われております。これも減税の中身に入れられておるわけですよ。

これは逆に、私たちがつくつておる、暮らしを守るために努力しておる消費生活協同組合には課税強化がたくらまれておるのだそうです。税制調査会でも議論されておらぬのに突然法案の中に強引に入れられ、適正な手続を経たおらぬというふうにも私どもも思つておるんですが、国会の民主的な運営からも許せぬことだと思つて、絶対反対です。条文を削除すべきだと思います。消費税は、皆さんやると言つて公約されて当選

なさつたんですか。うそをついていかぬですよ。それは神様も仏様も許しません。消費税は、生きていくためのすべてに課税し、税金を払えない人たちにも課税をする不公平な最たる税制であり、絶対反対です。一億円の宝石、一千万円のコートも、千円の私たちの着る下着も同一税率ではたまりません。

帳簿方式では、売り上げた商品がA、B、Cの三種で、売り上げの比率が一様ならAに六％、Bに三％、Cはゼロ、こうすれば平均三％の税率でいいということになるわけですね。

○委員長(梶木又三君) 参考人の方に申し上げます。時間が来ましたのでまあとめてください。

○参考人(大島良満君) はい。それじゃ最後に申し上げます。

物品税法四十二条二項、ここには、売った物の値段と税額を分けて書けと書いてある。今回、消費税で守られますか。今ある法律でさへ守られておらぬわけですね。簡易課税方式では、税金と言つて私たちから取つておいて、最高一千三百五十万円も国庫へ納めずに懐へねじ込めるわけですよ。

こんな政治と税への不信をもうこれ以上募らせることはやめてください。国会を解散して国民に聞いてもらえばはっきりわかる。これが現場の多数意見だということを伝えて、私の意見を終わらしていただきます。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。

次に、西川寿子参考人をお願いいたします。西川参考人。

○参考人(西川寿子君) 御紹介をいただきました。西川でございます。

私は、税制改革法案について、消費者の立場から幾つかの問題と思うところを述べさせていただきます。まず、何と申しましたが、消費者が関心を持つてゐるのは消費税の問題です。この税制改革は、

国民が公平感を持って納税し得る税体系の構築を
目指していることとございませう。消費税はそ
の税体系の二本の柱の一つになっております。消
費税を實際に納税なさるの事業者ですが、真の
納税者はかならずしも消費者です。そこで、
この消費税が公平感を持って納税し得る税金かど
うかが、消費者にとつての最大の関心事になつて
おります。

課税の仕組みを見ますと、メーカーから末端の
消費者に至るまで、各段階で既に納付された税額
を次々に差し引き、最終的に消費者に転嫁される
ことになっております。けれども、御承知のよう
に、我が国の流通経路は非常に複雑で、仕組みの
説明に用いられておりますような単純な経路とい
うのはむしろ珍しいのではないかと思われます。

さらに、事業者の課税免税点が年間売上高三千万
円、簡易課税適用の上限が五億円というのは、余
りにも緩やか過ぎるのではないのでしょうか。

昭和六十一年度ベースの試算によりますと、年
間売上高三千万円未満の企業数はおよそ四百十四
万社、全企業数の六八％に達します。簡易課税が
適用される五億円未満の企業まで入れますと五百
八十七万社で、何と九六・七％になるわけですね。
これを消費者が最もなじみのある小売業に限ってみ
ますと、免税される業者が七四％、つまり四軒の
うち三軒までが納税しない業者なんです。もちろ
ん理屈の上では、この小売業者の手に渡るまでに
課税された分は小売価格に含まれますが、業者が
免税されている分については、たとえ少額といえ
ども安くなることになっております。

しかし、こんなことが現実になるとは考えられ
ません。あちらの大型店は三％の消費税がかかる
が、こちらの一般小売店ではそれがかららないか
らといって、じやとだけ安くするでしようか。
しかもあらゆる業種、流通のすべての段階に免税
の事業者、簡易課税の事業者は存在しています。
消費者、すなわち国民のすべてですけれども、そ
のだけれどもが識別できるように大きなマークでもつ
けてくださるのなら別ですけれども、そうすれば

私もでも見分けることができませうけれども、そ
れは今の皆さんが考えていらつしやるお話では見
分けることができませう、まして、きちんと納
税しているかどうかはわかりませう、きちんと納
税してきやうに、末端の消費者からこの制度を
さかのぼつていこうか、逆の流れでもって見てみ
ますと、この消費税は全く不透明な税制です。私
どもが払った税金をだれがいつ、どこで幾らぐら
い払つてくれたのか、私どもには一切わから
ない、そういう仕組みです。初めにも申しました
ように、真の納税者は私たち消費者です。その納
税者はわからない課税の仕組みでも、なおかつ納
税者は信頼して払うとお考えになつていらつしや
るのでしょうか。

世の中、善人ばかりではないのと同様、事業者
もまた善良な事業者ばかりではありません。この
消費税の脱税は消費者が払った税金の横領であり
着服です。しかし、制度そのものがこのように不
透明であれば、脱税する事業者が出かねないとい
ふのは危惧いたしております。脱税についてはか
なり厳しい罰則を設けてありますが、何しろ企業
数は六百万社以上、仮に免税点以下の企業を除い
ても二百万社近い数字になるんです。現在の税務
行政体制はこれに対応できるのでしょうか。もし
その対応というものが、取りやすい事業者だけ厳し
く捕捉して、結果的にまた新たな不公平を生むこ
とがないように対応することができるといふこと
か。なぜなら、そのような不公平が生じると、小売
価格の上昇という形で結局その被害は私ども消費
者にはね返ってくるという可能性があるんです。

もう一つここで心配なことは、今回の税制改革
全体の収支のつじつまが合わないといふことなん
です。所得税、住民税、相続税、贈与税、法人税な
どの減税分と、消費税、有価証券譲渡益課税など
による増税分との収支を締めると、二兆六
千億円のマイナスになってしまふんです。来年度の経
済予測を見ますと、まだ好景気が持続するといふ
楽観的な見通しが出ており、税収が自然増収を見
込むといふことはできるかもしれませんが、これ

がいつまでも続くものと当てるのは少し見通
しが甘過ぎるのではないかと思います。しかも、
このような新しい税制を取り入れればそのための
行政コストもかかってくるはずなんです。総理は、竹
下内閣では税率を上げないといふと答弁されていま
すが、この竹下内閣ではというのは客観的な時間
を示す言葉ではありません。したがって、私はこの
税率がいつ変更され、つまりその変更といふのは
値上げしかならないと思ひますけれども、そういう値
上げされるという不安をぬぐうことはできません。

さて、もし消費税が実施されたとすると、まだ
懸念されることは幾らもあります。既存間接税の
廃止によつて下がるはずの小売価格、これが本当
に下がるかどうかといふことです。これまでの物
品税などが、消費者から要求されていたにもか
かわらず、税額を明示したものが極めて少なかった
ので、多くの消費者はどれだけ間接税を払つてい
たのか知らない場合が多いのです。政府にすれば、
国民の知らないうちに税金を取れるといふところ
が間接税の魅力なのかもしれませんけれども、こ
の税制を今案える、あるいは税率も変わるとなる
と、消費者にとつては知らないといふことが大変
不利なことになってまいります。便乗値上げもさ
ることながら、値下げされたのを知らぬ顔の半兵
衛を決め込んで値下げしないといふ事態が恐らく
起るでしよう。これまでも円高差益還元につ
いて、あれやこれやの理由づけによつて消費者に
還元されないでいるという腹立たしい経験を私ど
もはしております。さらにこれから、広く薄くか
もしませんけれども、消費税を負担して、その
上に税制改革差益といふようなものが事業者にひ
とりに占められるようなことは、到底私どもは容認
できません。

そして、これだけ不安材料がそろつていふもの
を、なぜ来年四月から実施することにこだわつて
おられるのか、どうしても納得ができません。政
府の方々は、こんな短期間ですべての消費者、つ
まり納税者に理解させる自信がおりになるんで

しやうか。いわんや事務手続をする事業者の理解
と実行がスムーズにいくと本気で考えていらつ
しやるでしやうか。

税制改革といふのは大変な事でございませう、それ
をやらなくといふのは私は考えておりません。しか
し土地問題、教育制度問題、農産物の自由化問題
など焦眉の問題が山積している中で、消費税だけ
がなぜ、十分な合意も、納税者の納得もないまま、
かくも慌ただしく実施されようとしていふので
しやうか。これが、私たち消費者が持つていふ大
変素朴な疑問でございませう。

以上、私の意見を述べさせていただきます。
○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。

次に、藤永参考人にお願ひいたします。藤永参
考人。

○参考人(藤永延代君) 私は、大阪のしろきた市
民生活協同組合で、現在は専務理事代行をしてい
ます藤永延代でございます。

私は、民主主義のルールを無視する強行採決や
消費税に反対する圧倒的多数の消費者、国民の立
場から意見を述べさせていただきます。

まず初めに、台所の立場、暮らしを預かる主婦
の目で見ると、この消費税が家計にどんな影響を与
えるのか、私どもの生協がことしの九月に行いま
した「わが家の増、減税チェック」の集約の一部を
参考に報告をさせていただきます。

今回の税制改革では、年収五百二十四万円のサ
ラリーマン家庭で平均五万一千円の減税になると
言われています。しかし、私たちのところに戻つ
てきましたものでは、年収五百六十三万の片働き
家庭で十一歳と七歳の子供二人の家庭では、八万
三千七百二十円の増税になっております。この人は、
税金の多さにびっくりした、その上まだ取られる
なんて取るところが違つていふんじゃない、これ
以上サラリーマンを税金でがんじがらめにしない
でと感想を書いてあります。また、年収六百八十
万の片働き家庭で七歳と九歳、二人の子供を持つ家
庭でも、年収六百七十万以上の減税対象世帯のは

ずだけれども、減税はわずかに二百八十円にしかならない、このことを実感しました。もし、五％になると七万八千円もの増税ですと言っています。一千万を超え、四大家族で五万円減税になる人でも、二人で働いている割に消費支出が少ないので減税に見えますけれども、ローンに追われ老後も不安で消費をふやせないだけでと書いています。それぞれに数字を出してみて改めてびっくりした、甘い言葉にごまかされてはいられないと感じを寄せてくれました。

家計簿をききようめんにつけている人は、収入の中に占める税金や社会保障費の比率の大きさをよく認識しています。「くらしからみた社会保障費しらすべ」、この調査では、給与世帯では収入の三〇・九％が社会保障費、税金、医療費で占められて、大きな負担になっていることが浮き彫りになりました。これ以上取って一体何に使うの、台所の目が国家の予算案を見ますと、軍事費の増加が目立ちます。平和憲法を持つ日本で、高齢化社会に必要な財源だと言われるならここを削ればいいじゃありませんか。

私たち大阪の婦人は、九月二十一日、「なまえを変えてみややん消費税」、消費税法案の撤回を要求する大集会を持ちました。近畿二府四県はもとより、愛知からも広島からも四国からも、子供の手を引いたお母さんたちが七万二千人も集まったんです。消費税の内容を知ると、何に使われるかを知ると許せない怒りを持って立ち上がったのです。

大粒のグイヤにも赤ちゃんの粉ミルクにも同率にかける悪税を許せない、黒いウサギの手で台所を直撃する消費税をこり押しする政治は許せない。何よりも間接税は導入しませんが約束した人たちが主権者国民をだまして導入しようとしている民主主義破壊を許せない、こんなことを許したら日本がめちゃくちゃになる、社会がめちゃくちゃになる、そんな思いのお母さんたちが、日差し強い大阪城に七万二千人も集まったのです。消費税絶対反対の一致点で、消費者、事業者、市民

百五十七団体、六百十七単位団体が集まりました。障害者の皆さんの姿もありました。短冊に消費税ノーの意思を託して五万個の風船を空に放ちました。あのときどき、今も耳に残っています。

私は二人の子供の普通の母親でした。家事が大好きな専業主婦でした。その私が石油パニックのとき物不足で振り回されました。これではいけない、私たちの暮らしは私たち自身の手で守ろうと生活協同組合づくりに参加したんです。自分たちでお金を出して、仲間を誘って、みんなで分け合って、そんなことを通してたくさんの方のことを学びました。障害者のお友達もできました。障害者の福祉後退で障害者にどんなことが起こっているか御存じですか。私たちの生活のすぐそばに知恵おくれの子供たちの施設がありますが、軽度で少し仕事のできる子は職場実習に出かけます。そこでもらう四、五万の小遣いがあっても、二十過ぎた子はあらゆる措置をストップされるんです。親があらうがなからうがストップされます。私たちの精米所で働くある子は、アパートとの約束で、極寒の冬の日でも電気あんか一つしか使わせてもらえませんが、厚い援助の要る子への補助はカットして、消費税はこの子からも取るのです。今、私たちはこの子たちの家をつくらうとカンパ活動を進めています。

今回の税制改革で、私たちが見過ごせない重大なことが隠れています。それは生協への課税強化です。私たち自身が暮らしを守ろう、生活を文化的に向上させようとする小さな力と大きな知恵を寄せ合ってつくってきた生協、お母さんたちが生き生きと活動している生協、法人税減税のもとでなぜ生協にだけ課税強化をするのですか。大きな生協だけといいますが、組合員が五十万人いても百万人いても一万人でも、一人の組合員の利用高は同じです。願いは同じです。利益追求を目的とする一般企業の税金は引き下げて、お母さんの暮らしを守る事業に、ここだけになぜ課税強化をするのですか。こんな不公平なことは絶対許せん。

おしまいに、先ほど申しました消費税集會に參加したある組合員の感想文を読ませていただきます。今の政治家は江戸時代から進歩していない。悪徳代官みたいだ。一人でどなっているも生活は変わらない。どなりたい人が七万二千人集まった。このパワーで庶民の暮らしを守る方法はないのか。私は考えた。炎天下で考えた。私たちの生活を守る唯一の方法は選挙だ。消費税に賛成した政治家には金輪際入れないことだ。婦人は子育てだけでなく政治家も育てよう。立派な政治家を育てれば庶民の暮らしは進歩する。今、子供たちの中に国会への関心が高まっている。今どきの大人はと言っている。子供たちがにらんでいます。国際化の時代、二十一世紀に向けて、もう政治は陰湿な駆け引きの場では済まされません。理論的で科学的で人間的で、そして正義まかり通る場でない限りありません。今のとき、きょう大阪の中島中央公会堂で、私たちの仲間二千人が集まって、「消費税あくまでNO」主権者怒りの集会を開いています。公約違反の消費税は断じて許しません。どうしても入れたいのなら解散をして国民に聞け、これがみんなの声です。

諸先生方に心から訴えます。子供たちのお手本となるような民主主義と、正義感あふれる政治活動を進めてください。それが今一番求められています。終わります。○委員長(堀木又三君) どうもありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。この際、参考人の方々にお願い申し上げます。質疑応答の時間が限られておきますので、質問には簡潔にお答えいただきますようお願いいたします。それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。○松浦孝治君 たいまは、参考人の皆さん方からそれぞれの立場で、またそれぞれの言い方で御意見がございました。私は、自由民主党の松浦孝治でございますが、かつて商工中金に勤務したこともございます。また中小企業が主体の徳島県の選出でございますので、井上参考人が申されました御意見、全く同感でございます。また中小企業者に対する認識も同じだと思っておるわけでございまして、所得の捕捉状況を称してクロヨンとかあるいはトーゴサンとか言われるのをどのように考えて受けとめておられるのか、御意見をお聞かせ願いたいと思っております。また、全国に中小企業が幾らぐらいありまして、そのうち消費税の課税対象企業が幾らぐらいになるのか。また、小規模企業はその面でのようになるのか、お伺いをいたしたいと思っております。○参考人(井上光一君) 今、松浦先生から急所についての御質問をちょうだいいたしました。私も先生ほどの知識はございませんが、知っている範囲でお答えをさせていただきます。最初、クロヨン問題、トーゴサンと言われておりますが、今はそれを通り越して、十、四、二、トヨニという数字に変化しつつあるようでございます。この問題は、もちろん十が給与所得者で、五ないし六が中小企業、それから三ないし二が農業である、こういう認識に立っているわけですが、そこから出てきた数字がこういうふうに出ておられます。それはやはり私は、税の仕組みの問題と捕捉の仕方に大変違いがあつてこういう不公平な数字が出ているように考えております。と申しますのは、給与所得者は最初から源泉徴収その他で逃れようもなく税金というものは最初に払っているわけですが、その他の商業、工業については申告納税でございまして、多少ともそこに微妙な食い違いが生じてくる。そういう

ものがこういう数字で言われるような形を形成しているのじゃないか、こういうふうになっている次第でございます。その辺で今のことはよろしくうございませうか。

それから次に、今、中小企業のどれくらいが課税対象になるかというお話が二つ目の御質問のようでございますが、先生も御承知のとおり、日本の中小企業は大体六百四十五万で九六・四％が今の実態でございます。これらの関連人口その他を一切含めると、これほどの国家の安定勢力になる数字はないと私は確信をいたしております。そういう意味で、税金を納める段階においても、中小企業者が最も多いことは当然の結果でございます。私どもの試算によりますと、おおよそ中小企業が納める税金というのは幾つかの分類がございようかと思ひますが、まずそれを申し上げる前に、中小企業が平均付加価値といひましようか、納めている税法上の付加価値を申し上げますと、全業種が一八・五％、製造業が二四・九、卸売業が八・八、小売業が一六・七というふうになっておりますが、今回御審議をされている消費税がもしスレートにそのまま通ったということになりますれば、この対象になる企業数はおおよそ全体の六二％くらいではないかというふうに考えております。といひますのは、このところ若干、インフレ的様相はないにしても、物価の値上りはないにしても、企業を取り巻く環境が土地を中心に非常に上昇ムードにあります。それらのものを対象に加えると、その辺まで行くのではなからうかというのが私どもの試算でございます。非常に科学的根拠に薄い御返答になりますが、そんなことが今答えられる、私が持つておる考え方でございませう。よろしくうございませうか。

○松浦孝治君 たいだいまーゴースンとかクロヨンとかの御認識、若干私と違ふわけでございます。私は、商工中金で融資を九年ほど担当しておりましたし、また地域でいろいろ中小企業の実態を見ておきますと、世間で今言われておりますようなトーゴースンとかクロヨンとかの四とか六とか

のそういう財務内容でない非常に厳しい過当競争を強いられておまして、実際にそれだけの税金が上がつてない、六割も四割も脱税をしておるようなそういう状態では絶対にない、私はそう信じております。また、客観的に見ておるわけでございまして、若干ちよつと私のとらえ方と違ひましたので申し上げます。

私が何でそんな御質問をしたかと申しますと、現在、多様化した価値観なりあるいは消費ニーズがあるわけでございませう。それに反して供給過多の経済情勢になっておりますので、税率三％で消費税が導入されましても私は消費者の購買意欲は減退しない、このように考えておるわけでございませう。転嫁問題は、最前線に立っておる多数の中小企業、先ほど数字を示されましたが、多数の中小企業の納税義務者が努力していただくか否かが今回提案している消費税の定着の成否を私は握るものと、このように考えておるからそういう御質問をさせてもらったわけでございませう。

そういう点で、先ほどお話がいろいろございませうが、転嫁の問題とかあるいは事務負担軽減対策等について、中小企業政策当局と財務当局が調整をいろいろやっております、消費税導入等に對する円滑な執行体制ができるようにということとで今努力をしておるということを私は聞いておるわけでございませう。

ところで、ちよつとはかのことになるわけでございませうが、この委員会が簡易課税制度の選択を今回認めておるのに、付加価値率、これが二〇％、あるいは卸売では一〇％ですか、これに対する論議が非常に強いんですが、井上参考人はどのように考えておられますか。

○参考人(井上光一君) 今ちよつと私の言ひ方がそれこそ舌足らずなところがありました。クロヨンというのは要するに税金を払った後の結果を言うのではなくて、申告の場合の過程の中で出てくる数字をそういうふうには押さえて言っているわけでございます。実際には青色申告といへども白色といへども、税務署でいろいろな御注意をいた

だいたり何かして修正されますと、これはおおよそは十に近いだけのものを納めている、これは事実でございますので、申し開きをいたしておきます。

それから、後半の問題は選択の問題ですけれども、私はやはり極めてフランクに考えて、ある一定のところを線を引きかけた以上は、引かれたところの部類に属する人たちの自由な体系でそれらを選択できる、こういうふうにしておいていただければ問題はないであらう、こういうふうには非常にこれは楽観的に考えておるわけでございませう。

ただ問題は、非常に数が先ほど申し上げたように多いわけでありますので、この人たちに徹底をさせ、周知を図り、そしてさらにそれを御納得いただくということにするには、私は今までのような税制行政の指導やあるいは諸団体が行っている指導だけではとても半年や一年では間に合わない。こういう意味から、先生がおっしゃるように、これらについては農林関係ですら九百億からの今回の特別予算を組んでそういう費用に充てる、経費に充てるようでございますが、この数からいって、あるいは金額からいって、これに数十倍するほどのものでいいと思ひますが、やるべきだろうと思ひます。

以上でございます。

○志吉裕君 どうも参考人の皆さんありがとうございます。社会党の志吉です。

何せ時間がないもので、皆さんからじっくり伺いする機会がないんですが、まず最初に、幸いお二方サラリーマンの立場でお話をいただきましたので、西川参考人と大島参考人に端的に聞きます。

たまたま西川参考人のお話がありました。中堅サラリーマンというのはライフステージにおける税金の累増感があつて困る、もう働く意欲もだんだんなくなるといふたぐいの話なんです。ならば消費税を導入いたしますとそれが解消されますか。これが両参考人にお伺いすることの一つ。二つ目は、たまたまこれも西川参考人のお話で

ありました。法人税がどうも国際的に高い、これには議論がございませうけれども、だから引き下げてくれ、回り回ってサラリーマンにはね返るといふたぐいの話がありました。そのようなサラリーマンの実感でございませうか。そして、サラリーマンは同時に消費者です。法人税減税のために消費税の財源を法人税の減税に回して、個人の所得を法人の方に移動してくれと、こういうお話なんです。これがサラリーマンの実感になるだろうかということについて両参考人から簡潔にお願いしたいこと。

全部もう聞いてしまひます、時間がありませんので。

それから、主婦の立場で米山参考人、藤永参考人からお話をいただきました。ありがとうございます。

端的に聞きますが、この税金、いろいろ議論しております。実は税金というのはお上に納めるものだと思つていました。今度の税法というのは、お母さんが支払った税金が必ずしも納税されるとは限らない、途中でどこへ行っちゃうんだかわからない。だが、消費者であるお母さん方は、この税法では、いわば何と云うんですか、法律的には当事者能力を持つておりませんので、どこにも物を言つていく場所がないわけですね。あら私のお金どこへ行ったのといつたつてどこにも訴える場所もないという、そういう仕掛けになつておることを普通のお母さん方は知つておるでしようかね。このことをお聞かせ願ひたい。

それから、済みません、一番最後になるかもしれませんが、一番最初の井上参考人にお伺ひします。

賛成の立場で御発言がありました。賛成にもいろいろあるんですが、歓迎する立場なんではないか。消費税の導入を歓迎する立場でお述べになつておるんですかということ、お話を聞きますと、転嫁の問題など中小企業が抱えておるさまざまな懸念も表明されました。こういうことを解決してくれぬかというふうに御意見を伺ひまし

て、実は我々も、賛否はともあれ、そういう御意見もあろう、だからもう少しじっくり相談するところは相談をして、これはおかしいなというところが直せるものなら直すという意味でも、今急がぬでもないじゃないの、もう少し時間をかけたらという議論もしているんですが、実施の時期などについてせつぱ詰まて急ぐ必要があるのかないのか、こういう点について御意見をいただければありがたい。

以上です。

○参考人(西川元啓君) お答え申し上げます。

私も中堅サラリーマンの累増感、これが消費税の導入によって解消されるかという一点目の御質問でございませうけれども、私どものこの累増感というのは不公平感と一緒に強くなっているものでございまして、消費税はだれもが負担する、こういうものが導入されることによって不公平感が減少されること、またこれが我々特に中堅サラリーマンにとつて強くなっております負担の減少に使われるということ、これで累増感は消費税の導入によってかなり減少してくると私は思っております。

次に、一般のサラリーマンが法人税と消費税とを比べて法人税を議論するのはどうもおかしいじゃないかというふうなことでございませうけれども、私申しましたように、少なくとも中堅サラリーマンは常に会社の動向に注意し会社の発展のために働いているわけでございまして、法人税が小さくなること、これが消費税の導入によってその財源がてん補されること、これについて賛成をするサラリーマンは、特に中堅サラリーマンにおいてはおかなりの数に上るだろう、私はそう認識しております。

以上、お答え申し上げます。

○参考人(大島良満君) 志苦先生の御質問、二点ございましてお答え申し上げます。

まず第一点目のサラリーマンといつてもいろいろおるといふことですね。今、西川参考人は中堅とおっしゃいました。この中堅というのは実はあ

いまいなんです。これは政界の皆さんの、学者、専門家の皆さんの試算によつても、大体年収八百万以上の人は消費税が入つて減税があると、その影響力がどつちかというところへ向かうところへ向かうという試算が出ています。

問題は、大多数のサラリーマン、先ほども数字を申し上げましたように、五百万以下で約七九%、これが七百万、八百万になると九割近い人が消費税が導入されることによって大増税になるわけでございます。したがつて、まじめに考えておる人は、当然のことながら税金の使い道自身も余りサラリーマンの役に立つことをやっておつていただけぬものですから、反対というのは至極當然なことであらうと思ひます。解消はできないどころか、不公平が拡大するものと言わざるを得ません。

次に、なぜ不公平といふのがあつたのか。これは国会の論議を拝見しております、税率の問題があるやに言われておりますが、私どもはそうは思つておりません。先ほどもちよつと指摘をいたしましたように、いわゆる給与の概算控除、これをもつと大幅に引き上げる、そして課税最低限度額を生活保護基準よりもつと引き上げる、こういうことをまずやつて、その次に税率の問題を私どもは議論すべきであらう。この前提条件を抜きにしておやりになるのですから、今回の改正案でいきますと、例えば三百万をわずから十円越えても一〇%の税率が二〇%になつちやう、こういうものに実はなつちやう、依然として不公平といふものは現実的に残ることになると私は思ひます。したがつて、これらについても十分なひとつ御議論といふものをお願い申し上げます、かように思ひます。

以上でございませう。

○参考人(米山久美子君) 端的に申しまして、私たち消費者は余りにも消費税について知らされてなき過ぎると思ひます。一般の主婦が得る情報源といふのは、毎日配られる、家庭でとつては新聞でしかございませう。ですから、その中でかなり解説記事を読んでも、私の実感ではやは

り消費者がどういふ仕組みで毎日買つものに税金がかかけられ、それがどういふ形で納税されているのかといふのが非常にわからなくなつてきていると思ひます。そこがともかく第一の問題点だといふことを、本場に声を大にして言いたいと思ひます。何が何でもわからぬうちに値上げされて、それで取られてしまふといふいう怒り、これをよく御理解いただきたいと思ひます。

志苦先生の御質問にありました本場に税金が納められるかどうか普通の主婦はわかつていないかといふことですが、わかつてないんじゃないかと思ひます。それも実際に物価に、何か物を買ったときに、結局その中に税金が含まれてるんだよといふ程度の理解でしか実際には私たち国民には実態は知らされてないのではないかと思ひます。

○参考人(藤永延代君) 私は、そもそも納税といふ言葉が古いと思ひます。本場は私たちは税の支払い者であるといふふうには思ひますが、この転嫁の方法でスパーなどで最後の集計の一括で三%かけていふといふふうになつていくといふのを聞いています。そうなりますと、支払わなくてもいい分まで私たちが支払ふことになるという不合理があること。それから端数処理、端数の切り上げとか切り下げでトータルで三%になればいいといふふうになつていくことも聞いております。それからもう一つはカルテル、お互いに相談をしてもいいといふふうになつていくといふこともお母さんたちは知つております。だから、知るにつれてこれは許せないといふふうになつちやうと思ひます。

○参考人(井上光一君) 賛成については本音で積極的な意思で申し上げました。それは先ほど申し上げたほかに、国際化なりあるいは高齢化なりがどんどん進んでいる中でございましてはいろいろな、安定するようにならなくつてほしい、こういう考え方でございませう。

それから二つ目のお問いかけにつきましては、担税力の問題等もございませうので、それらも含めて積極的に前向きでやつていく、こういうことでございませう。

それから最後の問題でございませうが、だからゆえに、私どもがお願いすることを、要望することをやつてくだされ。それはゆつくりやつてくれといふことは意味いたしません。急いで早くさういふふうにしてくれ、それによつて私どもさういふ余日を、余つた日にちを真剣に業界その他の指導、啓蒙をしていく、こういうゆとりが欲しいからでございませう。

以上でございませう。

○太田淳夫君 参考人の皆様方には貴重な御意見を賜りまして本場にありがとうございました。

時間もございませうので、皆さん全部にお聞きするといふわけにもまいらないと思ひますので、とりあえず西川寿子先生にお尋ねしたいと思ひますのでございませう。

先ほど消費者の立場からのお話でございまして、私どもも拝聴いたしております、まさしく私どもが主張している消費者の皆さんの御意見の立場を代表されているものと、このように拝聴いたしておたわけでございます。

今回の消費税、考えてみますと、事業者の皆さんの立場といふものが主として中心的にこの制度をつくるに論ぜられてきたんではないか、消費者の皆さんの立場といふのは忘れられていたんじゃないかといふような思ひがしております。きよ貴重な御意見を賜りましたので、私ども早速その意をまた生かしていきたい、このように考えておるわけでございます。

最初の第一点は、消費税、パーセントとしては低率でございませうけれども、これが導入された場合には非常に逆進性と思ひます、高い所得のある方々に対しては軽い税金の負担で済むし、あるいは低い所得の皆さん方には重い税金の負担となつてくるんじゃないか、こういう懸念が消え去りませう。その点について先生のお考えをお聞かせいただきたいこと、先ほど土地の問題あるいは教育の問題についてまだまだ緊急的に解決し

なきやならない問題があるんじゃないか、こういうお話でございました。

土地の問題についても、私も六十三年度の国民生活白書等を見ますと、第一位と第五分位の皆さん方の間の資産の格差というのはますます広がる一方である。やがてはそれが日本の国の中で二つの大きな階層をつくっていくんじゃないか、新たな階級社会を日本の中に形成していくんじゃないかという心配、それがまたこの消費税によつて助長されていくんじゃないかというような心配を持っておられるわけですが、先生のお考えの土地の問題あるいは教育制度の問題について御意見を承れば幸いです。

それから井上参考人にお尋ねしたいわけでございますが、今、消費税につきましても積極的に賛成であるということをおっしゃっていただきました。私も反対という立場でございます。

そこでお尋ねしますが、先ほど西川参考人の方からも税率のアップについては懸念がございました。当委員会でも竹下総理は、自分の時代にはないであろう、しかし、この曲とめについては、この内閣で一つ一つ決めて先に縛りをつけるわけにいかないというところでございまして、非常にこの税率のアップについての懸念が残っているわけでございます。商工業者の皆様方は、三%ならば賛成なのか、あるいは一〇%まではいいのか、ヨーロッパのような軽減税率あるいは重い税率、そういう複税率率でいいのか。また総理は、この委員会でもおっしゃっていましたが、帳簿制度については見直しをしていきたい、こういうこともおっしゃってありますが、その点についての参考人の御意見を承れば幸いです。

以上でございます。

○参考人(西川寿子君) お答えをいたします。第一番目の問題の逆進性の懸念でございまして、これは私も懸念をいたしております。いろいろ数字が出されて、この程度であれば逆進性があるといつても大したことはないだろうとか、あるいは、いやそれでも大変だと、いろんな議論

が行われていることも承知いたしております。しかし、現代の社会というのは単に統計で割り切れるようなそんな単純な社会ではございません。生活というものが極めて多様化したしておりますので、統計でこのぐらゐの所得があれば大丈夫だろうとか、そんなものじゃないわけです。特に、高齢者それから身体障害者、いろいろな方々でも、これは何とかしなければならぬと思われの方々、あるいはそういう世帯というのがたくさんございまして、そういうところには、これは別途の配慮というものが絶対に必要です。それがセットして考えられなければならないというふうに私は考えております。

二番目の土地問題でございまして、これは相続税の改正ということで多少軽減されるかと思ひます。けれども、基本的に今、問題になっておりますのは、大変に高くなった土地を抱えている人たちの問題にかなり集中的に出ていくわけでございまして、この問題は大都市周辺などに特に顕著に見られますけれども、そこに居住して、しかも長年居住している人、それが連れ合いが亡くなったために住むところを失ってしまうような問題になってきているわけです。今、これは相続税だけで多少改正いたしましたが、焼酎に水の問題でございまして、基本的には政府が土地の問題をもっと大幅に改革する、あるいは土地問題に対する極めて斬新な思い切った政策をとっていただかなければ解決しない問題だと思ひます。

三番目の教育の問題、これは教育費の高さというところにまず一つはあらわれておりまして、今回の税制改革の中では扶養控除増しということとで、若干、高い教育費に悩んでいる親たちに少しの救い水というところになります。けれども、これは私が学校で今教えている生徒たちを見ております立場からいいますと、何か大変に間に合わせの小手先の解決ではない。基本的な解決になっておりません。なぜかと申しますと、そもそもこんなに高い教育費を払わなければならないというのと自体、変えていかなければならない問題だと。

だから、そこにちょっとばかり何かお金が、私たちが楽になるからといって、じゃ変わるかというところと変わらない問題で、この問題もやはり基本的には教育制度の改革ということを考えていただきたというふうに思っております。

○参考人(井上光一君) 先生のおっしゃられるように、問題点が幾つかありまして、一物二価の問題、逆進性の問題、率の問題、そういうことであります。その中でも一番気になるのが、私はやはり今は三%ですけども、スタートしたらすぐ上がってしまう、こういうことではないかと思ひます。実際に巷でもそういう議論をしているわけでありまして、少なくとも何%というふうに決めたなら、そういうコンセンサスが得られたら相当長年月、長年月といふことになりまして、五年が一区切りか十年が一区切りといふことになりまして、そのぐらゐはそれでもつてやってくというようなことではない問題であると思ひます。ぜひそういうふうにお願ひをしたい、かように考えます。

○吉川春子君 参考人の皆さん、きょうは年末の忙しいときに大変貴重な御意見を伺わせていただきました。本当にありがとうございます。時間関係で、まず藤永参考人にお伺ひしたいと思ひます。

国会でリクルート疑惑の解明がなかなか進んでいない。新聞の投書を見ても世論調査の結果を見ても、国民の怒りの声が伝わってまいります。藤永参考人が生協の運動の中で主婦の皆さんあるいは組合員の皆さんと接触されるわけですから、リクルート疑惑に対してどんな声があるのでしょうか、具体的に紹介していただきたいと思います。

二番目は、参考人の大阪しろきた生協では、家計簿による増減税チェックを組合員の皆さんの協力でやったという御報告でした。現在の家計簿を基礎に、万が一消費税が導入されるとどうなるかという、こういう数字なんだと思ひますが、もう少し具体的に伺わせていただきたいと思います。

集計の途中なら、わかる範囲で結構なんですけれども、何人ぐらゐの組合員さんを対象に行き、またこの調査の過程でどういふような感想が寄せられているか、そういうことにも触れていただければと思ひます。

三点目は、障害者あるいは低所得者など今まで税金を納めていなかった人々にも増徴を容赦なく課税されるのが消費税で、新たに課税される人々の数は一千万人以上といわれています。おむつやミルクにも課税がされる。そういう中で、婦人がこの消費税のどこに一番不安を感じているのでしょうか、お伺ひいたします。

○参考人(藤永延代君) お答えいたします。リクルートの株というのは普通の人々が絶対に手に入ることができない、そんな株なんですけれども、それを国会の運営の主軸に当たるとはうけが手に入っていて、そういう人たちが手に入れたらうけが手に入らない、そのことがまず第一に不信。それから、その中で大きな関与をされている江副さんという方が政府の税調特別委員になつていくということも許されぬ。何をしてもいいのか。先ほど、私たちの仲間の感想文にもありましたけれども、本当にあの江戸時代の悪徳代官みたいや、そのまゝの政治スタイルが今日に引き継がれていると違うか、国際的に恥ずかしい、子供たちに恥ずかしい、そういうことをお母さんたちは言っています。

それから、先ほど申しました消費税の集会で、「リクルート疑惑」の徹底解明と政治倫理の確立を求める「特別決議」というのをいたしました。この中の一部なんですけれども、事は民主主義の根幹にかかわる問題だ、疑惑に絡む政治家に税制改革を語る資格はない、国会はみずからの責任で政治倫理の確立と国民の根強い政治不信を振り払うために最大の努力が求められる、そういうふうな決議をしています。ぜひこういう声を聞いていただきたいというふうに思ひます。それから、先ほどの増減税チェックなんですけれども、こういうものなんです(資料を示す)

これは税務署で働く皆さんが生協のお母さんのためにということ、いろいろ相談をしながらつくってくださいます。実は自分の一年間の消費支出がどれくらいつかんでいる人でないとなかなか難しいということ、今、生協では二万八千人組合員がおりますが、家計簿をつける運動に参加している約百五十人くらいに送りまして、今返ってきているものが大半なんですけれども、先ほどから八百万の収入では減税という話でした。その方の中でも、計算上は減税と出ましたが、実感はつきません。給与明細の収入欄はふえているのに、手取りが余りふえていない上に、五人の生活費が年々かさむ一方で、もつとサラリーマンに對して必要経費を認めて減税をしてほしいという意見も来ています。また、ほとんどのサラリーマンが増税になるとよく耳にしていますけれども、自分のところはどれくらいなのかはつきりしていませんでした。数字を出してみても改めてびっくりして、これは大変だと実感したと言われています。やはりきつちり数字をつかんでみると、何ぼ所得が減税されても生活費がかさんでいるから、結局増税になるといふに言われています。それから、障害者の方なんですけれども、先ほど申しました子どもの精米所で働いている知恵おくれの子供、この子は実は森永砒素ミルク事件の被害児なんですけれども、両親も亡くなってひとり暮らしをしています。いろいろな措置はカットされていても、その子からも取る税金、そして、生協の組合員さんの中に視力に障害のある方がたくさんいらしています。その人たちは、今までは本当に安いお金でホームヘルパーを派遣してもらっていたのが、もう一時間二千五百円くらい払わなければならない、なかなか頼めないという、消費税はそういう人からも取る税金だと。それを称して広く薄くと言わなければならないけれども、その薄くのところにかかる負担の大きき、それは随分暮らしを厳しくするというふうに思います。

○吉川壽子 井上参考人にお伺いいたします。消費税導入に賛成論をおっしゃられました。中

小企業の振興策あるいは相続税の問題、こういうものは消費税とは別にやらなければならない課題がたくさんあると思います。消費税の導入に不安を強く持つ人もいます、こういうふうにおっしゃられました。その中で、税率の引き上げあるいは転嫁をその例として挙げられました。今も税率の問題について参考人のお答えがありましたけれども、税率の三割の引き上げということは、今の自民党多数の国会の構成では簡単にやろうと思えばできるわけで、私はそういうことの保証さえもないというふうにご考えているわけですが、その点についての参考人の御見解はいかがでしょう。

○参考人(井上光一君) 私は、私どもの選んだ先生活方のコンセンサスが得られたものがそうたやすく変わると思いませんし、そうでないように信じているから今回のことでも賛成をするわけにございませう、お含みをいただきたいと思えます。

○吉川壽子 もう一点お伺いいたしますが、私つい最近、中小企業家の方から多数陳情を受けまして、消費税の導入には強く反対だとおっしゃっておられました。その理由として、競争社会において結局転嫁ということが非常に難しい。その税金を自分が払うということになるのはもう火を見るより明らかで、そういう観点からも絶対に導入しないように頑張っているというふうな陳情を受けたんですけれども、この点は参考人はどうお考えでしょうか。

それから、済みません、時間の関係でもう一つ続けて伺います。

米山参考人にお伺いいたしますけれども、やはり婦人の立場から消費税反対のお考えを述べられましたので、婦人の方の不安の声を紹介していただきたいと思えます。

○参考人(井上光一君) 中小企業は非常に多種多様でございます、取引関係も非常に複雑怪奇でございます。そういう点から申しますと、先生の御心配のような向きも随分ありますし、ですから私は冒頭の、賛成はいたしながらもそういうことのないような指導なり啓蒙をしてほしい、またそ

ういうための費用もたっぷり使って徹底してほしい、こういうふうにお願いをしたわけでございますが、私は、どうもそのために絶えず中小企業が苦しんできたという事実も否定できませんので、こういう税制改正というように折にそういうものを改めて見直して、そういうものでもしつかりやったりするでないような、払うべきものは払う人が払うというふうな習性をしっかりとつけてしまいう、つけさせる、こういうことが必要ではないかというふうにご考えています。

○参考人(米山久美子君) すべてのものに三割の税金ということ、これが毎日毎日いろいろなものを買うのに家計にどのくらい本当に響くのかしらという不安ですね。実際に実施された場合に、片働きの場合ですと、御主人のお給料で家計をやりくりするわけですから、それが果たして、給料が上った分と物価が上がった分と差し引き幾ら減税になるとはいえ、本当はやっぱりますます生活が苦しくなるのではないかと、そういう不安がますます端の端の点だろと思えます。

それから、便乗値上げがどんどん起こるんではないかという不安です。もし三割で端数というものが出来たら、それは何円という形で切り上げ値上げになるだろう。実際に消費税が導入された後の総物価へのはね返り、それがインフレーションを招くんではないか。多々、日常生活に対するやはり物価へのはね返りに対する不安というのが一番大きいだろうと思えます。

○柳澤謙造君 私は民社党の柳澤でございます。参考人の皆さん方、本当にきょうは貴重な御意見を聞かせていただきまして感謝を申し上げます。

最初に、この法案について非常にお詳しく、勉強されているのに私、感心をして聞いております。たんです。事の賛否は別にしまして、一般の国民の人たちには今度のこの法案というのはなかなか複雑でわかりにくいんで、だから、そういう中で皆さん方はその辺が非常にお詳しくなにしておりますので、参考人公算のときに御自分の意思で

もって応募をなさってきたのか、それともだれかに薦められて出てきたのか、そのところを皆さん方にお聞きしたいんです。(各党推薦だからと呼ぶ者あり)ああそう。じゃ、わかりました。それはもうわかりましたから。

それで、西川壽子参考人にお聞きしたいのは、この消費税が非常に不透明だということをおっしゃいました、それが、これもそのとおりなんです。それで、その不透明だということに判断をされた、幾つかあるけれども、その中の一つを取り上げて、こういう点があるけれども、その中の一つを取り上げて、かといって教えていただきたい。

○参考人(西川壽子君) お答えいたしますが、先ほど私が述べました中に不透明な理由というのは挙げたつもりでございます。もしあれでしたらもう一度繰り返しますけれども。

大体、こういうふうな制度を考えますときに、税金を取るといふ側から制度というのはつくっていかれるわけでございますが、私どもは反対に払うという立場から逆にこの制度を見るわけでございます。そのときに、取る側から見ますと大変透明感があるようでございませうけれども、逆さまに払うという立場から見ますと、私たちは実際に払っている、しかし、私たちが払ったものが本当に国に払われているのかというの、この制度を突き詰めて見ていくとわからないというところ、不透明感があるんだということを申し上げます。

○柳澤謙造君 次に、米山参考人にお聞きをしてまいりたいと思えます。

参考人の先ほどの御意見の御開陳の中で特徴的なのは、日本で今度やるのは三割だけれども、ECではいわゆる複税率をやっているんじゃないか、そういう御意見があったんですが、その辺を具体的にもうちょっと御説明していただければと思うんです、どこの国のという。

○参考人(米山久美子君) 私は、生活協同組合に属しております、生協の中の学習会等で勉強した点でございます。私は税務の専門家ではござい

ませんので、日本生協連の出している資料の中で勉強をしたということと述べさせていただきます。

○柳澤鎌造君 じゃ次に、西川元啓参考人の方に。サラリーマンの立場でいろいろ先ほど御意見を述べられた中で、サラリーマンにも申告納税制度を認めると言ったのかどうか、そのところがはつきりしなかったのをお聞きしたいんです。というの、私もそういう意見を持っています、クロヨン解消のために、今までどおりの源泉徴収でいいと思う者はそのままおいていいし、それから確定申告をできる人は確定申告させたいいいじゃないかと、その選択の自由を認めると言って予算委員会でもやったことがあるんで、その点についてもうちょっとはつきりさせていただきます。

それからも一つは、一番最後に、いわゆる低所得者、恐らく税金のかからない人たちのことだと思ふんです、結局消費税がかかるから。だからこういう人たちの税負担の軽減のことを考えてやれと、こうありました。

その二点について御意見を聞かせたいと思います。

○参考人(西川元啓君) お答え申し上げます。申告納税制度につきましては、先生のおっしゃっている趣旨で申し上げたのはございませんでして、舌足らずでございましてけれども、いわゆるクロヨン等の対処の方法といたしまして、自営業でございましてか農業でございましてか、このあたりの申告納税のあり方について、もう少し何かより徹底的な申告がなされるような制度面での改善ということが検討なされないものだろう

かどうかという趣旨で申し上げた次第でございませう。

二点目の低所得者の問題でございませうけれども、やはり税金のかかっていない人につきましては、消費税がかかるのとその分は明らかな増税になるわけでございませうから、先ほど申し上げましたように、医療費がかかる、いろいろなことがかかってまいりますから、そのあたりの歳出面、保障面の観点からの国の別の政策を期待したい、こういうふうな申し上げて、そういうふうに考えている次第でございませう。

以上です。

○柳澤鎌造君 最後に、井上参考人にお聞きをしてみたいと思います。

この消費税の問題で中小企業は大変不安感を持っているという御発言と、それから、しかし国民からちゃんと選ばれてきた皆さん方がやっているんだから、この税制改革のあれには賛成するという御発言があったんですが、聞いておりまして、その辺若干矛盾を感じております。中小企業の皆さん方が今回の消費税ではかなり不安感を持っているというのとは私たちが随分聞かされているわけですが、それでも、それで、消費税そのものの今度の税制改革は賛成だと言われたその辺をちょっと説明していただきたいと思ひます。

○参考人(井上光一君) 基本的に大変難しい問題ですけれども、ただ私どもは、日常生活の中でもはや現在の税制では限界にきているという、こういう実感を持っているわけでございます。その限界という中にはいろいろ理由があります。

これも、申し上げると切りがありませんが、そういう気持ちでございまして、この問題が出てきた。しかし、売上税の場合には、古い話になりますが、反対をいたしました。というのは、あれは全く一方的でございまして、公約の違反でもあり、いろいろな面で国民感情としても許せないという気持ちがあったからです。今度は最初からオープンに広げて皆さんと御相談をしてきて、反対、賛成は随分ありましたけれども、それがどんどん煮詰

まる過程の中でこうして私どもの意見まで聞いていただけるといふ機会をつくったり、こういうふうな民主的に開かれた討議の中で進めていく税制、新しい税制に変えていくというところで、そういう点で、今や限界にきている税制の中において新しい方向を見出し、もっといい方向を見出して、そういう意味で賛成という、そういうふうな受け取っていただけてよろしいかと存じますが、よろしくございませう。

○秋山鎌君 本日は、お忙しいところを参考人の皆さん方に御出席をいただき、それぞれのお立場で御意見をお出しいただいたわけですが、本場にありがとうございます。

共通している皆さんの御意見の中で、私も感じております三つの消費税が、皆さん方が御負担をされたものが完全に政府の方に納入されていくかどうかという問題があると思ひます。今までも、我々の税金を政府、自治体にかわってこれを受けている税があるわけですが、

一つの例として、皆さん方がお食事に行かれて、そこでちょっと高額になると料飲税が取られていますが、こういう税で、皆さん方がお食事に行かれて領収書を必ずいただいているかどうか。皆さん方からお聞きするわけにいきませんので、西川元啓さんから、御家族でお食事に行かれたりお友達同士で一杯飲まれて税金の対象になったときに、料飲税の領収書をいただくというのがあるに、ありませんか。

○参考人(西川元啓君) そういうことは持っております。

○秋山鎌君 恐らくそういうことではないか、それぞれ皆さん方も余りお持ちになっていないと思ひます。

そうしますと、今度の消費税の問題は、それだけの消費をされる方が三割というものを負担しながら、これが国庫に入っていない、途中で何か消えてしまうような感じが私に強いのでありませうけれども、ぜひひとつ、今までもそういうことがなかったということからすると、今度の消費税

が導入されたときに、皆さん方が今その心配をされて論議をされておりますけれども、一般の方々に自分の払ったものが確実に国に納まっているというこの話し合いというのは、今度は米山久美子さん、そういうお話をされたこと、今までの例と比較してありますでしょうか。

○参考人(米山久美子君) 一般の主婦の間ではないうように思ひます。

○秋山鎌君 そんなことで、それぞれの皆さんと、この問題は、委員会でも論議がされているわけですが、私も、ひとつ皆さん方、そういう関心を今度の機会にぜひお持ちをいただきたいというのを私から要望をしておきますし、それぞれの皆さんの会合の機会に、そういうお話をぜひしていただきたいというふうに思ひます。

それから相続税。井上さんから、あるいは西川寿子先生から相続税の問題がありました。相続税というのは財産があるから取られるんだ、金持ち優遇であるというふうな今度の改正でも言われておりますけれども、現実には今、相続税を払う方というのは、サラリーマンの方、あるいは駅前の商店街で商売をやっておられる方がその負担に耐えられなくて商売をやめてしまおうという例が多いわけですが、井上さん、西川寿子先生、どういうお考えでしょうか。

○参考人(井上光一君) 相続税については、冒頭に申し上げましたように、金持ち税ではなくて、それも多少入るかもしれないが、今急速に土地が上がりつつある、あるいは土地に対する関心度、あるいはこのごろ土地は商品化してきて、そういう中で、企業なら企業を行う場合にどうしても一番基礎になる土地が商品化されてきて高くなっている。だからそれを相続される場合には、今の税法でいいますと三世代相続税を納めればつづれると一般に言われております。個人でも企業でもそうですけれども、そういう意味で、相

統税等についてはよほどの配慮をしていただかないとそういう弊害は免れませんが、こういうことでございます。

その点は、どうぞひとつ先生方でまた十分御相談いただいて、びしり安定したものにしたいと思いたい、こういうふうに思います。

○参考人(西川寿子君) お答えいたします。

私は、税務の問題の専門家ではございませんので、路線価がどのように決定されるのか余りよくは承知いたしておりません。しかし、私もいつでも話しますのは、土地の値段の中に、路線価というものが、それから固定資産税の評価額があり、それから実際に売買される価格があり、一つの同じ土地なのに幾つも幾つもの値段がつけれ、それがあつた場合にはこれを使い、ある場合にはこれを使いというふうなことが、私もでもはとうしてこうなるのかというのが大変わからないというのが私の正直な答えでございます。

それからもう一つは、これは私の身近なところで、一生懸命老後の看護のかいがあるて、年をようやく越して、お正月過ぎてから亡くなった御老人がいっぱいあります。しかし、年を越しましたために路線価が上がりました、残された奥様が相続税で大変に苦勞をなさいました。そういうのを目の当たりに見ておりました、路線価がどのように決定されるかということについて、実は私は本当に消費者にわかるように教えていただきたいというふうに思っております。

○下村泰君 皆さん御苦労さんです。二院クラブの下村でございます。

井上光一参考人、西川元啓参考人、お二人はもうほとんど賛成の方という御意見らしいでございますので、反対派の四人の方々に一問だけ伺います。

私は国会に参りまして、障害児・者の福祉専門に今日まで十数年やっております。ところが、私の立場から申し上げますと、政府の方々にお願いするのは常に予算であり、これこれこういうふうにしていただきたい、この方々は今こういう現

状に置かれているからこういうふうにしていただきたい、常にいただく方の立場から物を言っている人間でございます。けれども、この税制に反対であることは反対です。

ただ、皆様方にお伺いしたいのは、反対ならば、では税制はこのままでいいのか、これがまず一つ。

障害児・者というのはこれからふえるんです。殊に二十一世紀という言葉がよく使われますが、御老人という言葉を使われる人間が、老いた状態になった場合、日常生活の行動半径もおのずから狭められ、中には御自分のことが御自分でできないような状態になる、これも私は障害の一つではないかというふうに判断します。そうしますと、こういう方たちに対してもこれから多くの費用がかけてまいります。したがって、これをお願いすると財政がつかないからという答えはいつも決まっております。

そこでまず、反対ならば税制はこのままでいいのかということ、もう一つは、では税制は改正しなければならぬのか、改正をすることに賛成なのか、この二つをお伺いします。四人の方にそれぞれお願いします。

○参考人(米山久美子君) 消費者の立場から申しますと、弱者に負担がかかるような税制は改めたいという事です。今の税制に問題があると

するならば、その不公平はどこにあり、弱者、社会的なしわ寄せを食う者が犠牲にならないような公平な税制度というのはどういうものであるのか、一般の国民にまずわかるように御説明を願いたいということです。その前提に立った上での税制改革でなければならぬ、そういうのがまず第一の主張だろうと思ひます。

それから、福祉に対する予算の配分ということも言ひますれば、やはり軍事費を削って、平和憲法のもとで戦争を準備するなどということはやめて、その予算を弱者のために使うような、そういう制度の予算を組んでいただきたいということでございます。

○参考人(大島良満君) お答えをいたします。

現在の税金に矛盾があることは事実でございます。それはなぜか。そういうふうに歴代の政権党がさまざまな租税特別措置を含めてゆがめてきたわけですね。虫食いと表現をされる専門家の方もありますが、虫食いだらけに突はなつておるところに問題があると思ひます。

そういう意味から申しますと、税の改革の基本というのは、社会的な公正、公平というのは保てるのかという見方、そして取られる私どもの立場からいへば、本当に税金というものがガラス張りになつて、計算の仕組みを含めて、また使途を含めて、わかるものでなければならぬと思ひます。そういう意味からいへば、直接税というのは私は今なお正しいものだと思います。

それで、直接税という中にさまざまな優遇措置というのがございまして、特に大企業等に対する内部留保の問題、あるいは海外にタックスヘイブンを設けて、合法的に税を回避しておるといふ問題、いろいろこういう問題がございまして。限られた時間でございますので、全部を申し上げるわけにはまいりませんけれども、そういう問題が今回は、前評判としては手をつけるぞと、こう言われておりましたけれども、国会に提案されておる法案を拝見するとほとんどない。ここがまず問題の一番のところであらうかと思ひます。

そこで財源問題、これはまさにその国の国民が選択すべきポリシーの問題だと思ひます。それなら、今の財政支出の中にむだは全くないのか、私はあると思ひます。今、軍事費の問題が出ました。海外援助、私も海外へ行つて、向こうの働いてみる貧しいビルと云われる人たちの話を直接承つてまいりますと、ほとんど役に立つておらぬのじゃないですか。これは韓国の問題ばかり、フィリピンの問題ばかり、ビルマの問題ばかりだと思ひます。こういうところに私もはまだ財源があると思ひます。

ちなみに、私も母が寝たきりで、一年余面倒を見させていただきました。今、父も三級の障害者でございます。したがって、そういう人たちに對

して手厚い対策を当然講じなきゃならぬというのが先生のおっしゃることだと思ひますが、すべて税制だけで見ようということに問題があるだろう。これはやっぱり社会保障というものを充実する立場でやらなければいかぬと思ひますので、今、政府が言つておるように、消費税を通して、そういう人たちにしわが寄るから一時的に何かちよびつと金を出してという一時逃れではいかぬと思ひます。もつと抜本的な……

○委員長(梶木又三君) 簡潔にお願いします。

○参考人(大島良満君) 長期的なことをやるべきであらう、こう存じます。

以上でございます。

○参考人(西川寿子君) お答えいたします。

税制はこのままでいいかという御質問に対しては、私は、先ほどの意見の中でも述べましたが、このままでいいとは思つておりません。

しかし、だからといって、物すごく急いで、きょうあすに、来週にもこの問題を片づけなければならぬのかということに対しては、私は反対をいたしております。

以上です。

○参考人(藤永延代君) 私は、税の精神はやはり累進課税だと思ひます。たくさんもつてる人からたくさん取る、生活費にはかけない、この立場で考えていくべきだと思ひます。

そして、財政なんですけれども、お金の使い方です。あるお金をどう使うか、それで言えば先ほど米山さんもおっしゃいましたけれども、やはり軍事費を削るべきです。憲法の前文に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言して、日本の憲法はできました。この精神を、守り手である政府・自民党の方は、ぜひ貫いていただきたいと思ひます。

○委員長(梶木又三君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

この際、一言お礼を申し上げます。

見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。(拍手)

午後一時に委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開会

○委員長(梶木又三君) 税制問題等に関する調査特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、各案について参考人の方々から御意見を拝聴いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、御多用中にもかかわらず本委員会のために出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員を代表いたしまして、心から厚く御礼申し上げます。

本委員会におきましては、目下税制改革法案外五案を審査中でございますが、本日は忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にしてまいりたいと存じますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。まず、お一人十分程度で御意見を順次お述べいただきます。その後で委員の質疑にお答えいただきます。それでは、これより順次御意見を承ります。

まず、本間参考人にお願いたします。本間参考人(本間幸男君) たいだいま御紹介をいた

きました本間でございます。

山形県は、温海温泉という温泉場の旅館でございます。ただいま私も旅館の専務をいたしております。ただいま私も旅館業の業界団体でございます。全国旅館環境衛生同業組合連合会の青年部の青年部長を仰せついております。本日の委員会の席に参考人としてこのような席をお与えいただき

ましたことを大変光榮に存じております。まずもって最初に御礼を申し上げます。このたびの税制改正につきまして、一国民といたしまして、また一経営者としていたしまして、また旅館業界の若手の代表としていたしまして、税制改正については賛成でございます。

しかしながら、賛成につきまして三つ特にお願いを申し上げます。そのお願い申し上げます第一番目は、料飲税、税制改正が成りました場合には特別地方消費税になります。これは、この特別地方消費税、それと入湯税につきましては、やはり将来は廃止をいたしたい、これが第一番目でございます。二番目は、価格転嫁カルテルにつきまして、大変妥当な方向が公正取引委員会の方から出ておりますけれども、なおカルテル違反企業に罰則をというのを希望いたします。それから三番目に、旅行クーポンの、特に手配旅行につきましてあくまでも外枠でガイドラインをさらにお示しをいたしたい。この三点でございます。

税制改正そのものにつきましては、戦後四十年たっております。戦後の復興期を過ぎて時代が、社会情勢が変化をしております。また、経済の発展段階に応じて、社会の豊かさの度合いに応じて課税方法が変わってくるのはこれは当たり前のことであらう。高齢化社会を迎えまして、直間比率の見直し、また個別間接税の見直しも含めまして、公平で簡素に、広く薄く公平にという原則に従いまして、税制改正が時代の変わり目のこの時期に進められることは当然だと思っております。

お願いをいたします第一番目でございます。料飲税、特別地方消費税と入湯税を撤廃していただきたいということを詳しく申し上げます。この料飲税につきましては、私も業界の方で挙げて運動をいたしました。ぜひ撤廃をいうことで運動してまいりました。ぜひ撤廃をい

けれども、やはり地方の財源を守れという声の方

が大きかったのか、調整併課というこ

とで、最終的に特別地方消費税ということで名前を変えまして残ることに相なりまして。やはり税制改正の趣旨が広く薄く公平に、直間比率の見直しの観点からも抜本的なものであることであらう。当然旧来の個別間接税も含めまして、抜本的になされなければならないはずだというふうに思っております。

特に、私どもの料飲税につきましては、シャウプ以来の税制改正ということで皆さんの方からお声が上がっております。昭和三十四年

の戦時の時限立法、遊興飲食税に端を発しております。いわゆるぜいたくは敵だ、その時代の、前時代的な税であり、言うならば、私も旅館業界また飲食業界に課せられた差別的な税であると思っております。また、国際的な観点から見ても、料飲税、料理飲食に特別課税をするというのは、今現在我が国だけに残ります特殊な税でございます。お隣の韓国では、付加価値税導入に当たりまして、一九七七年の七月、今より既に十一年前に廃止をしております。

総合保養地整備法、いわゆるリゾート法によりまして国策としてのレジャーが、遊びが認知された時代、今や旅行が特殊な一部の方々のためのものではなくなり、ぜいたく行為ではなく国民広く生きがいとなっております。生きがいに特殊な税をさらにかけようということは、国際国家を自認する我が国にとりましていかげんものかというふうに思っております。

また、特別地方消費税として形を変えて残りました税は、やはり特別徴収義務者であります私どもに二重三重の事務的な手数料がかかります。また、広く薄く公平に簡素でわかりやすい税から外れた、お客様が納得のできない税という形で残っております。こんなところから踏まえまして、ぜひぜひ近い将来におきましてやはり消費課税の一本化を図る

べく、特別地方消費税は撤廃していただきたいと希望するものであります。

また、目的税であります入湯税につきましても、実態は、温泉資源の保護等という目的よりも、広く道路整備、また環境整備等を含めまして、地域全体の社会資本の整備、維持に使われております。実態をいたしまして、老人医療のための温泉治療まで入湯税が課せられるというのはやはり福祉国家を自認いたします日本としていかげんかと思われ

ます。また、先ほど申し上げましたように、国民一般大衆の生きがいになっており、全国の自治体が観光地になりたがるという風潮を入れました。また、レジャーが国策だというふうな時代を考へ合わせますと、この入湯税につきましても、やはり将来廃止されてしかるべきものではなからうかというふうにご意見を申し上げます。

これが第一番目でございます。

続きまして、第二番目の価格転嫁カルテルについてでございます。

先ほど申し上げましたように、公正取引委員会の方から、中小企業経営者が価格転嫁しやすいように、その条件を整えるため、独占禁止法の一部適用除外規定を設けた。いわゆるポイントになりま

すところは二つであると思っております。中小企業団体は、各企業の現行価格に消費税の税率三%を上乗せした価格で販売することを取り決めても独占禁止法違反には当たらない、いま一つ、価格・金額の表示方法統一が可能となる、この二点であらうと思っております。

税額分の価格転嫁がどこまでできるか、ある雑誌のアンケートでは、一〇〇%税額の価格転嫁ができていますというふうに自信を持ってお答えをいたしました。経営者はわずか一四%であります。また、外食産業、ファミリーレストランの雄であります。すかいらーくでも、六十二年度分の決算をたまた台にいたしまして消費税税額相当分を価格転嫁できなかつたというふうにシミュレーションをいたしますと、営業利益の三〇・三%が減少するとい

うシミュレーションが出ております。まして私ど

うシミュレーションが出ております。まして私ど

うシミュレーションが出ております。まして私ど

うシミュレーションが出ております。まして私ど

うシミュレーションが出ております。まして私ど

うシミュレーションが出ております。まして私ど

も旅館業界は、今まで料飲税、入湯税等を価格転嫁できないオール込みという制度をこの二十年間甘受してまいりましたがゆえに、我々旅館業界は七割が赤字でございます。

新規参入がたやすい業界で同業者との厳しい競争ということをお断りしましたわけですが、それと、さらに私は税額分の価格転嫁カルテルこそ便乗値上げを阻止する、最終的には消費者、お客様の利益を守ることにしないかというふうなことを考えております。

下世話な話でございますけれども、一箱千円の温泉まんじゅうを売って三十四分の消費税をいただけるか。もたないから箱の中身を減らして千円にする、また中身をふやして千二百円にする、そういうふうな形よりも現行の価格をカルテルによって守る、また経営者もその中身を今まで以上の内容のあるものに精いっぱい努力をしていく、それが最終的にお客様に選ばれる、最終的に消費者に喜んでいただけるあきんどとしての道ではなかろうかというふうな考えるものであります。

○委員長(梶木又三君) 簡単にまとめてください。
○参考人(本間幸男君) はい。

中小企業団体は各企業の現行価格に消費税の三%を上乗せした価格で販売すること、これは大変妥当なことであることであらうと思ひますし、冒頭に申し上げましたように、むしろカルテル違反の企業に罰則規定がさらに盛り込まれることを希望いたします。

第三番目でございますが、少し早口になりました申しわけございません。
六月十四日の自民党税調に示されました税制大綱の七番目に、料理飲食等消費税の六項目目に「旅行クーポン券については、特別地方消費税等の取扱の明確化の徹底を図る」とうたわれております。私も旅館業界が込み込みの中で赤字に泣いてきた、税別にしてほしい、クーポン券から税を外にしたいという長年の願い、訴えにこたえていただいて、私どもの業界に関しま

す特殊な慣行でございます旅行クーポンの問題について、このような形でお取り上げをいただきましたことに感謝をいたします。

しかしながら、私どもの旅館業界と旅行会社、エージェンツさんとの運輸省、自治省さんとを交えた話し合いの中では、全旅協さんの方から既に御了解、この外枠というところで結構だということと御了解をいただいておりますけれども、日本旅行業協会、JATA、大手旅行業の方々からはまだ御納得はいただいております。平行線をたどっております。JATAさん側いわく、旅行クーポンは宿泊料金と税額を踏まえて、宿泊クーポンには宿泊料金と税額を内訳表示をして従来の込み込み表示を維持していきたいと。

しかしながら、皆さん御承知のとおり、料理飲食税は特別地方消費税という形で名前を変えていきまして、なおかつ一万円の免税点、一連の行為ということが出ております。ですから、いろいろな問題が出てきますことを考えますと、やはり消費税、特別地方消費税、入湯税は現地に精算時点でお支払いをいただくというのがこれは当然である、また、特別徴収義務者である旅館としての私どもの責任もここにあらうというふうに思っております。

○委員長(梶木又三君) もうそのぐらいにしてください。最後のひとつまとめを。
○参考人(本間幸男君) はい。

安易な込み込み制度はお互いの、特に私どもの旅館業にとつて決していい結果を生んでおりません。お客様にとつても決して望まれるものではないと思ひますし、利用者の便宜性というのは、何でも含めるという形よりも、むしろ税金をわかりやすく、正しく、誤解を与えない形で合理的に納得のいく形で提示するのが筋であらうと思ひます。真の利用者の利便性というのは、やはりこの形で進めていただきたいと思ひますし、また今回の税制改正の趣旨であらうというふうに思ひます。

特に、議論の分かれております手配旅行につき

まして、監督官庁並びに大綱にこの文言を入れていただきました……
○委員長(梶木又三君) もう大分時間が超過しましたので……

○参考人(本間幸男君) 自民党の諸先生御相談の上、早目に明確なるガイドラインをお示しいただきたいと思っております。
大変長くなりまして申しわけございません。以上でございます。
○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。次に、右山参考人をお願いいたします。右山参考人。

○参考人(右山昌一郎君) 税理士の右山でございます。まず、私は所得課税と消費課税の問題から入りたいと思ひます。

今回の抜本的税制改革は、この両課税の関係において、私は取られる税金から納める税金への改革の第一点だというふうに認識しております。すなわち、所得課税というのは、これは選択がなくて、サラリーマンについては源泉徴収で徴収をされて、そのあとで生活をしろというタイプの課税です。それから事業所得者については、これは生活費は幾らで生活したら、それじゃ十二月末に納めて三月十五日にはこれは納税できるだらうかということが常に頭にあります。だから、そこは非常にやはり取られる税金という意識がぬぐえないんじゃないかというふうに考えております。

そして消費税というものは、これは選択をすればいいものであつて、例えば私が二十万の洋服を着ていけば、消費税がかかってくれば今度は十万に切り下げればいい問題で、それでも消費税を払いたくなければこれは幾らで着ればいいのか問題で、そこは選択があると思ひます。そしてその選択のところで、買ったところでその納税額が確定するという特徴を持っていると思ひます。

そして私自身のエゴからすれば、私も消費税自体は別に賛成ではないんです。それは五十八歳ま

で、今まで所得税を取られてきて、やつと五十八歳過ぎて、少し残ったのを使おうかと思つたときに今度は消費税だというふうになれば、これはもう一生運税金ばかりですから、これは別に賛成ではないんですけれども、私は取られる税金と納める税金がどちらが人間的な税制かということを強調したいと思ひます。

税制というのは直接の反対給付がなくて、それは徴収されますから、やはり税制の構築にはこれは人間的な税制の構築というものをぜひ目指していただきたい。そういう観点から私は取られる税金から納める税金への改革の一步としての消費税を高く評価するものであります。

ただ、将来ともにこれでもいいのかといふと、やはり生活必需品とそれからぜいたく品が同じ税率だということ、これはいかにもやはりそこは国民感情にそぐわない、それから人間的じゃないという感じはしますから、将来はやはり標準税率の上に割り増し税率、それから標準税率の下に軽減税率というふうなことはできないものかなというふうに考えております。

それから我々税務の実務家にとりまして大きな問題は、消費税は二月の末の申告になっております。そうしますと、個人は三月の十五日に申告する前に消費税の申告をもう一遍しなきゃならないということになります。そこで、帳簿方式でせつかく割り切られたならば、やはりそれは二月の末を三月十五日に、それはこの法案でやられるのか、それから措置法でやられるのかは別にして、そういう措置はやはり実務家としては施していただきたいというふうに考えております。

それから相続税の資産課税の問題については、相続税を私の考えではやはり生存権としての相続税、すなわち居住用財産というものは、これは金額で考えるんじゃないくて、一定規模の居住用財産は非課税にするということとをぜひ配慮していただきたいと思ひます。それから事業用の財産としては、これは小規模宅地というふうな問題じゃなくて、事業用の財産全部についてこれはどう軽減す

るかということと普通の相続財産と別個に、生存権としての居住用財産、それから事業用財産というものをやはり別個に考えて、これは同じように基礎控除を上げますと、それは東京では一軒の家も相続できないという状態がありますけれども、私の田舎の熊本の山の中なんというの、これは六千四百万だと十軒も今度は相続できます、だからそういうふうな金額で考えるんじゃないやなくて、生存権の居住用財産についてはやはり一定規模というところをどうしても念頭に置いてこれは考えていただきたい。

事業用財産については、これは非常にやっぱり大きいところと小さいところとあります。しかし、これで生活している中小企業の人には非常に多いわけですから、そこはそういうふうな相続税の評価を軽減するか、すなわち、事業経営が枯渇しないようにどう考えるかという配慮をお願いしたいと思えます。

最後に、やはり税制の審議のあり方というのは、将来に向かってどういう税制を構築した方が人間的な税制なのかというふうな、人間的な税制のあり方に向かって御審議をお願いしたいということとで終わらせていただきます。

○委員長(橋本又三君) どうもありがとうございます。次に、庄司参考人をお願いいたします。庄司参考人。

○参考人(庄司中君) 庄司でございます。私は、高齢者の立場、それから退職者であり、それから被用者年金の受給者であるという立場から、三点について御意見を申し上げたいと思えます。

第一点は消費税の問題でございます。昭和六十一年現在の公的年金の受給者数は全体で二千万人でございますが、このうち老齢退職年金受給者が約千六百万人でございます。年金額にいたしますと、厚生年金の月額平均が約十二万円でございまして、それから、最も平均的に高い地方公務員共済で十七万七千円でございまして、そうし

ますと、現在の税制のもとでは、ほぼ六十五歳以上になりますとほとんど税金がかかりません。現在無税でございます。まあ一部払っている方もいらっしゃると思いますけれども。

消費税が導入をされますと、払っていない人たちがもちろん税金を払うことになる、間違いない増税になるということがここに出てまいります。確かに、払っている人でも、これはもう静岡大学のシミュレーションとかなんかを見てましても、低所得者の範囲に入りますから、減税と増税の差し引きを計算しますと必ず増税になってくる。だから、年金受給者について言いますとほとんど全部増税になってしまうということが出てまいります。

確かに、これに対する反論もございまして、増税分というのは翌年の年金の物価スライドによって戻っていくんじゃないかというふうな反論もございまして、ただ、私たちが懸念をいたしますのは次の三つでございまして。

一つは、消費税の逆進性ということとございまして。

この点につきましては、消費性向を中心にした話でもう出尽くしていると思っておりますので申し上げませんけれども、もう一つの問題といたしましては、例えば物価スライドにいたしますと、あれは平均の物価でございます。ところが、年金受給者というのは、いわば所得が低い層でございます。そうしますと、平均の、いわば標準の消費構造のものと物価の上昇率と、所得の低い層の消費構造の上昇率は恐らく違うんじゃないだろうか。よく今まで出ておりましたように、数字と生活実感の食い違いということがございまして、私たちが非常に所得の低い層になってくると、この点だけでも非常に大きい問題になってくるということを指摘しておきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、これはもう大きい問題でございましてけれども、例えば竹下総理が間接税は一つの癖であると、なればよいというふうにおっしゃいましたけれども、なれ自身が怖いんじゃないだろうかというふうに私たちが思っております。

いだろうかというふうに私たちが思っております。例えばECの税制を見てみまして、最低のところでは二〇％でございます、イギリスでございますね。それから、最高のところではフランスの四四％ということになります。平均をとりますと三〇％ということになります。先ほど申し上げました逆進性と物価の構造という上に、この三〇％の十倍の消費税がのしかかってくる一体どうなるんだらうというふうなことを私たちは考えざるを得ない。将来に向かってこれは大変なことだと、これ自身が大変な不公平税制になるんじゃないだろうか、こういうふうに私たちは思っております。

第二点の問題は、つまり高齢化社会対策の財源をどうするかというふうな問題でございます。例えば今度の税制改革の場合も、消費税導入の一番大きな根拠、目標がここに置かれておりました。二十一世紀を展望しまして、高齢化が進むのは、これはもう間違いないことであります。確実に高齢化は進んでまいります。ただ、これは日本だけではないでございます。例えば先進工業国はほとんどそこには到達をする。発展途上国も工業化に伴ってそちらの方へ向かっていくことであります。日本がダントツだと言われておりましたけれども、最近の国連の予測なんかによりますと、例えば西ドイツなんかははるかに日本より高い高齢化の水準に達するということでありまして、我が国化の問題、日本の問題というのはいわばテンポの問題である。急速に高齢化に向かうというところに実はやっぱり大きな問題があるんじゃないだろうか。

つまり、高齢化というのは暗いイメージでとらえちゃもういけないんじゃないだろうか、ある種の社会の成熟を意味するということに私たちは考へるべきじゃないだろうか、こういうふうに思っています。いずれにしても、高齢化社会に向かつて金はかけなきゃいけない、それでどうしてもかかる。これはもう既に与件として私たちが覚悟しなきゃならない問題だらうというふうに思っています。

問題は、その財源でございます。既に多くの議論がなされておりますので詳しくは申し上げませんけれども、私たちはやっぱりシャープ勧告が示したように、所得税の総合化を強化していく必要があるんじゃないだろうか。例えば資産課税の問題は、今大きな問題になっておりますけれども、問題は、一つの象徴だらうというふうに思っています。

資産課税の問題、それから優遇課税の問題、それからさらに事業課税の問題など、私たちは多くの不公平税制の問題を指摘することができたらうというふうに思っています。確かに、シャープを超えろという意見がございまして。しかし、私たちはあくまでもシャープに近づきながら、もとに戻りながら、そして超えていくべきだらうというふうに思っています。

敗戦を迎えたとき、私たちのほとんどは二十代以上でございました。そして、食ったり食わなかったりで仕事に一生懸命になつたわけでありまして、そういう人間から見ますと、現在の状態、不公平の状態というのは、ある意味ではきついかもしれませんが、とも我々ができないというふうな感じを持っております。

第三の問題は、高齢化社会対策の負担と給付の問題について触れてみたいというふうに思っています。

例えば、負担と給付の問題、給付と負担の公平化が言われて既に久しいというふうに思っています。そして、その解決の方法としては自立自助が非常に強調をされてまいつたわけでありまして。ところが、どういふ事態が生じているかというふうに申し上げますと、例えば今度の年金の再計算の時期ではばはつきりしたわけでありまして、国民年金の場合には保険料の未払い者と免除の申請が急増をいたしました。二七％を超えているというところであります。つまり三〇％近くなっている。だから、掛金がふえるに従ってこういう傾向が出てくるというところであります。こういう傾向をとって見ますと、つまり自立自助論というのが国民皆保険の枠組みを壊しつつあるということ

を、私たちは非常に懸念をしております。つまり、制度を壊していく、その兆候が出てきているんじゃないだろうか、そんなふうに私たちは考えております。

また、最近生命保険文化センターが、厚生年金の将来の姿ということで研究報告を出しました。かなりショッキングなその結論でございまして、昭和三十一年生まれ以降の人は、拠出した保険料以下しか給付をされないということがございまして、それから、これなら銀行預金にした方が得じゃないかというふうなこともなされております。

私たちの組織は現在五十万でございまして、そして産業別の組織が二十一、各都道府県、四十七都道府県に組織を持っておりまして、こういう問題も議論をいたします。そうしますと、みんな黙っちゃうわけですね。下を向いちやうわけです。なぜそうかといいますと、この人たちがいうのは私たちの息子や娘であるわけです。高い年齢の人には孫であるわけです。その息子や孫たちの将来を考えますと非常に暗い気持ちになる、これが率直な気持ちでございまして、つまり、こういうふうになってきますと、これで果たしていいんだろうか、これが先進国と言えろか、経済大国と言えろのかという思いが痛切になってくるわけでありまして。

核家族化が進行するということは、高齢者の独立世帯がふえてくるということであります。そうなりますと、現役の世代が、つまり想像力を働かせて、将来の独立世帯の構想、展望を持たなきゃいけない、ところが年金制度がパンクをする、公的年金制度が意味を失ってなくなっていくということになったら、果たしてまじめに働く気持ちが出るであらうか。自立自助というのがむしろ日本の活力を奪ってしまうんじゃないだろうか、そんな気持ちさえ私たちにございまして。

つまり、自立自助ということで負担と給付の関係を追求しまして、そして数字はある程度整合性を持っていくかも知れないけれども、いわば数字

字の陰にある人間の姿がわからなくなってきたやしないだろうか。現にわからなくなってきたんじゃないだろうか、そんな思いもまた痛切でございまして。

税制というのは国の基幹的な制度でございまして、そういう意味では、人間の顔をのぞいた税体系、人間の顔をのぞいた経済政策を強く希望いたしまして、私の意見とさせていただきます。

○委員長(榎木又三君) どうもありがとうございます。

次に、和田参考人にお願ひします。和田参考人。○参考人(和田八東君) 和田でございまして。

今日は、税制改革につきまして、六つの疑念というところで申し上げさせていただきますと思います。

まず第一の疑念でございまして、抜本改革というふうに言われておりますけれども、やはり何のための改革なのか。理念、目標というものが依然としてはっきりしていないわけでありまして。

新税は悪税、旧税は良税というふうなことが言われましても、なお、そういう新税は悪税であつても、それを乗り越えていかなければならぬ、一つの社会的目標、あるいは税制としての理念というものがあつて初めて選択されるわけでありましても、そういうふうな理念、目標が非常に不明瞭である。制度としての、制度と書く税制はあつても、政治と書く税政がないではないかという印象を強く持つわけでありまして。

それは、税の公正ということがそもそももてつけられていないわけでありまして、前回の増徴根拠率におきましては、少なくとも公平ということがありまして、今回は所得、消費、資産のバランスという、かなり技術論に埋没をしてしまつておりまして、公平な税制を実現するということが一歩後退をしてしまつてゐる。しかも、公平と公正とは違つてゐるわけでありまして、公平は、ただ等しい、同じだということなんですけれども、そうではなくて、もっと社会的な価値を持った公正とい

うものが掲げられなければ、税制改革は説得性を持たないのではないかとこのように考えるわけでありまして。

第二に私は、広い意味での手続的な問題について、やはり国民としては不十分な選択ではないかという感じが強くするわけでありまして。

シャープ以来の税制改革というふうに言われておりますように、税制改革の中身は、大きな税制における価値転換であることは事実であります。このような価値転換が行われるためには、国民の一人一人がすべて選択の権利を持つてゐるわけでありまして、少なくとも国民投票的な選択の機会というものが与えられなければならないわけでありまして。

その手段は何かということになりますと、私ははっきりいたしませんけれども、例えば総選挙などもそういう一つの我が国における国民投票的な手法ではないかというふうに思ひますが、それらのことにつきましては、国会におきまして一つの形をやはり考えて、国民投票的な選択の機会を設けるべきではなかつたかというふうに考えるわけでありまして。これが第二の疑念であります。

それから第三の疑念は、間接税の位置づけが極めて不明確である。所得、消費、資産のバランスというんですけれども、どのように組み合わせ、どのようなものがバランスと言ふのかということがよくわからないわけでありまして、数字的にもはっきりしないわけでありまして、今回の税制改革におきまして、著しく直間比率が変わるといふような事態にももちろんならないわけでありまして、どのようなになればバランスなのか、相互のその関連性。

間接税の基本的性格とは何か。よく補充税であるというふうに言われるわけでありましてけれども、その補充とは何か。これは、直接税の求めている税の考え方というものをめぐるようなものは補充ではないわけでありまして、間接税の位置づけ、役割というものがはっきりしない。

それから第四の疑念でありますけれども、間接

税のゆがみ、ひずみということがしきりに言われていたやうであります。現在のいわゆる個別消費税、物品税を中心とした個別消費税は非常にゆがみなりひずみが多い。これでは将来とても税制として維持できない。ほころび過ぎていふと、したがって、新しい課税ベースの広い税にするんだと、こういうことでありますけれども、どこがほころびてゐるのか、これがはっきりしないわけでありまして、ウーロン茶と緑茶の例などはわかりやすいけれども、本質的な問題ではないわけでありまして、専門的には説得性がないというところであります。

むしろ現行の間接税の方が、私は、いろいろな点から比べまして、長短を比較いたしますと、すぐれているところが多い。また、日本が長らく培つてきた現行の個別消費税体系というものは、それなりのよさを持つてゐるわけでありまして、これが修復不可能であるというふうには到底考えられないわけでありまして。

消費税の持つてゐる、徴税費が高くなるとか、あるいは脱税が多くなるとかいう幾つかの疑念というものは比べますと、個別消費税の持つてゐる、それぞれの課税対象に應じた、担税力に應じた税制というものが持つてゐる長所の方が決して小さくはないということでありまして、この点につきましては、徴収側の都合での議論がされてゐるのではないかとこの印象を強く持つわけでありま

す。

それから第五番目には、今回提案されてゐる消費税の持つてゐる疑念そのものであります。前回は売上税という名前でありました。今回は消費税という名前になったわけでありまして。

前回の売上税のときにはどうであつたのかといふと、いわゆる業者のサイドが非常に懸念を持ちまして、反発が強かつたというふうに見受けました。これは、たゞ数字がきれいでも、つまり消費者に対しては比較的甘い税であつたということが言えるわけでありまして、今度は名前を変えて消費税といふ名前にいたしましたら、今度は業者非常に甘

い、そして消費者にとつてはほとんど理解のできないような税制であるということであります。

例えば、帳簿方式しかり、簡易課税方式しかり、五％ルールしかり、納期の問題しかり、それから転嫁の問題しかり。すべて業者にとつては都合がいいわけでありますけれども、消費者にとつては、どれだけの税を負担し、どのようにその税が納付されるのかというふうなことにつきましては、ほとんど明らかにならない。一体、消費者の立場はどうなっているのかということであります。消費者不在の消費税であるというふうには言わざるを得ないわけであります。これは消費税のたたらす非常に大きな不公平でありまして、税として重大な欠陥を持っているのではないかと、このように私は考えるわけであります。

それから最後に、第六番目の疑念でありますけれども、これは地方税と地方財政の問題がどこまで議論されているのかということであります。

抜本改革というふうには言うならば、地方税の問題も非常に重要であります。現在我が国の財政のほぼ七割は地方財政によって担当されている。地方財政あつての財政でありまして、国の財政はむしろ地方財政をかりて運営されていると言つても過言ではないわけでありまして、その地方財政そのものが今回は納税主体になると、こういう新しい経験にも直面しているわけでありまして、これも同時に、地方税としてこれまで培われてきた重要な税が失われている。例えば電気税、ガス税——ガス税は金額は比較的少ないわけでありまして、電気税などは非常に有力な税でありまして、これは地方財政にとって財源的にもうでありますけれども、これは後継税が全然ありませんし、九電力が納税するわけでありまして、脱税ももちろんない、こういう非常に理想的なと言つてもいい税でありますけれども、これがすっかりなくなつてしまふ。その他地方税の有力な税制がむしろ消費税に吸収されてしまふということでありまして、地方自治の観点からの財政改革、税制改革がほとんど提起されていないというの

は、やはり税制の抜本改革にとつては大きな欠陥ではなからうかというふうには私は考えるわけであります。

以上、かなりもう議論は尽くされたところもあるような感のする税制改革でありますけれども、私はなおこういう基本的な問題についての疑念を晴らすことが現時点でできないわけでありまして、以上申し上げたような疑念をなお持ち続けているというのを申し上げて、御参考にお供したいと思います。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。

次に、金子参考人をお願いいたします。金子参考人。

○参考人(金子圭賢君) 私は、港区の東麻布というところで二十年近く税理士業務を営んでおる金子圭賢と申します。

さきの右山参考人も同じく税理士でございますが、消費税法案を除きましては右山参考人と全く同意見でございますので、その部分は意見を省略させていただきますかと思ひます。

税理士の存立基盤というものは、ごく一部の方を除きましては、その大半が従事者総数全国で三千二百万人余を擁すると言われる全国五百万余の中小零細事業者の納税者を対象としているわけでございます。したがつて、この消費税の持つ逆進性であるとか、あるいはインフレ要因であるとか、あるいは直間比率、導入目的の変遷等、マクロ的にもミクロ的にもこの導入には納得できない点は多々個人的な意見ではございますけれども、時間の都合上、さきの中小零細事業者の立場から、次の点について意見を述べさせていただきますと存じます。

まず、転嫁の問題であります。御存じとは存じますが、中小零細事業者というのはいわゆる大企業の下請または下請的な商売、事業形態が一般的であります。少なくとも私の関与先は、そうたくさんはございませんが、す

べてそうでございます。さてその場合、現状においても請求単価の取り決めというものは大変苦勞しているのが実情であります。建設業関連などの場合ですが、例えば十万円、百万円単位の請求を出しましても振り込んでこれらるときには頭から値引きをされているのが実情でございます。そういうような常識的な状況にあるわけでございますから、ましてや三％の消費税の転嫁がどうやうできるんだらうかと今から憂慮している次第であります。年間取引金額、俗に年商と申しておりますが、この年商が五億円以下の事業者は実に全体の九六・七％とも承つております。そういういたしますと、転嫁しなければ罰則でもつくというならばともかくですが、まず転嫁ということが現状の私どもの日ごろの業務から考えまして無理と考えざるを得ません。

そうなりますと、これは間接税ではなくて、むしろ企業課税そのものであつて、第二事業税と申しますか、むしろ直接税になるのではないかと、このように考えます。そういうふうな考えをまいると、現在直間比率がどうの言われておりますが、さらにこの直間比率というものは厳しい状況になつてしまふのではないかと、このようにも考えております。一口に三％の消費税と申しますが、三％の売上利益率を計上することが非常に困難な事業もございします。

例えば、私の関与先でございますが、冷凍エビ等を取り扱う魚市場の仲買人でございます。一箱単位で一万円の仕入れをいたします。この仕入れの状況というものは、朝早く市場で競りがございまして、競りをやっているところへお客さんが一緒に顔を出していれば幾らで競り落とされたかわかるわけですね。この一万円で競り落とされたものを幾らで売っておるかという、これが二百円か三百円乗つて売っているわけですね。まさに三％以下の粗利益しかないわけですね。そういう現状でもあるということを十分に御認識をいただきたいというふうに考えております。そうすると、この三％の消費税がもし転嫁できないとなつたらば、こ

れはもうその業者は死活問題であります。ましてやこの三％が、巷間言われておりますところ、すくなくとも三％が一〇％になるんだと伺つておりますけれども、そうなつた場合にはもうその業者はやめなさいということと同じだというふうに考えております。

一方、仮に転嫁できたとして、この税額計算方法に年間取引金額が五億円以下については簡易課税制度を認めているとございします。先ほど和田参考人から事業者に甘いという意見がございしました。なるほど簡易課税の中でも納付の実態がどうなるのかわからないという面が考えられます。しかしながら、和田参考人の意見にまた反論を申し上げるわけはございませんが、大企業の場合にはまず転嫁できると考えます。問題は、転嫁できない大多数の中小零細事業者のことをひとつ考えていただきたい。ところが、中にはうまく粗利益率が三〇％も五〇％もあつて、この簡易課税制度をうまく利用できる業者があるかもしれない。その場合には、今度は税金そのもののピンはねができるという矛盾が生じます。税金を商売にあつたのかというふうには考えられず、大企業を点々を考へざるを得ません。どうも転嫁という点を考えますと、まだまだこの消費税法案は十分に検討し考慮される余地が残っているのではないかと、このように素直に考えております。

次に、納税事務の問題であります。これは想像を絶する苦勞といひますが、煩雑さが予想されます。言うまでもなく、企業の経理あるいは法人所得にわたる直接税の申告計算というものは、企業会計原則にのっとりまして、正規の簿記の原則あるいは費用収益対応の原則に従ひまして、当該事業年度の適正な利益金額を算出して、そして所要の税法上の調整事項を加減算して納税額が定まるわけでございますが、このいわゆる決算作業自体も決して楽なものではないと思ひます。楽でないからこそ我々税理士の商売が成り立つわけでございますが、そこに加えてさらに人件費か

ら始まって旅費、交通費、消耗品費あるいは通信費その他もろもろの諸費用の中から既に支払った消費税額を抽出する作業をしなければいけません。

さらに、現在の直接税の計算だけであればそれだけの事務で済むのですが、その当該年度中に建物をつくったあるいは車両を購入した、さまざまな設備投資をした部分にわたって消費税の抽出作業をするというところは、これは大変な大仕事であるというところは十分に予測できます。そして、原則的には帳簿方式ですから、これはもう絶対的にそれはしなきゃならないのでありますが、ところが年商五億円以下の大多数には簡易課税制度を設けてやるから面倒くさいことはやらずにいいということでごさいます。これは簡易課税制度は原則的な方法と簡易と、どちらが有利な方をとりなさいということでありまして、結局は原則的な計算をしなればどちらが有利かわからないわけです。ということになると、零細、小規模なところも全部原則的にやらなければならぬということになります。転嫁もできないような零細事業者にとっては、もうまるきり泣き面にハチの法案であると言わざるを得ないというふうに考えます。

それから、この法案が仮に施行されたとした場合の事後の税務当局による調査の問題であります。

昔の取引高税の税務調査をやった人の経験談なんですけれども、八百屋さんなり魚屋さんでも結構なんです。お客さんが出てくるのを待って、電柱の陰に隠れて出てきたところのお客さんをつかまえて印紙が張ってあるかどうか確認したと。そして、ある者は一日に二十軒も三十軒も回って、役所に帰ってから、あそこの店は机が幾つあった、あるいはいすが幾つあったから大体このぐらいいい上がりがあるはずだと。俗にアルキメデスの原理と言ったそうでありまして、そういうような方法で苛徴請求な調査がされた時代もありました。今ではもちろんそういうことはない

でしようけれども、それに近いような実質的な圧力のかかった調査もございます。

納税者から見た我が国の税制史は、言ってみればそのままだと痛史じやないかなというふうに考えております。この税制は、ある意味では民主主義社会を支える反面的な根幹理念として容認しているわけでございまして、問題は、この税制痛感はどうして問題になるかといえ、その中身が、額に汗して人の二倍も三倍も働いて、そしてお医者さんなんかの場合には人命を預かる、人の命のために、自分のためでなくてやむを得ず二十四時間働いた、結果として多額な所得を得ることができたにもかかわらず、その一方で、最近マスコミ報道等にもありますように、リクルートコスモス株を得られるような方々はぬれ手でアワのような形でもって多額の利益を得て、しかもそれはもとと税務調査以前の段階からもう無税である。ところが、勤労性の、そうやって額に汗して稼いだ所得に対しては重箱の隅をつつくように、これは家事関連費ではないか、生活費じゃないか。先生方のところに来られる調査というのはそういうことではないかもしれませんけれども、実際の税務調査というのは非常に過酷な形で行われております。そういう現在の税制そのものが、いわば同じように所得を得ても、片や勤労性所得には税が重く、そして不労性といいますが、あるいは不当利得と申しますが、そういうものには税がかからないという、そういう制度そのものに問題があるんじゃないかというふうに考えております。

そういう意味で、弱者に厳しい現行税制をまず正していただきたい。それからこの消費税法案というものが出てきても十分間に合っていないかというふうに考えますので、十分御審議をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

○委員長(堀木又三君) どうもありがとうございます。

次に、中村参考人をお願いいたします。中村参考人。

○参考人(中村久瑠美君) 御紹介いただきました

弁護士の中村久瑠美でございます。いよいよ最後の参考人になりまして、先生方お疲れかと思いますが、なるべく簡単明瞭に申し上げたいと思っておりますので、いましばらく御辛抱いただきたいと思ひます。

私自身は、東京の港区青山で小さい法律事務所を持ちまして弁護士活動をしております。大体依頼人の半分はいわゆる中小企業の社長さん、自営の方でございまして。残る半分はサラリーマンとか普通の家庭婦人でございますので、一番国民大衆一般の生の声を伺う機会が多いかと思っております。また、私自身も育ち盛りの子供を持つ母親でございます。また、日常生活実感からこのたびの税制法案につきましては大変関心を持っておりますので、いろいろ申し上げたいのでございまして、何分限られた時間でございますので、端的な印象、特に女性の立場でこの消費税につきまして一言申し上げさせていただきますと思ひます。

とにかくこの消費税、もうきょうあたりの新聞によりまして、来週早々に可決していくような報道が出てきておりますので、何か申し上げるのもむなしような気がいたしますが、どうかいま一度御審議いただき、もう少し考え直していただけないかな、こう思っております。将来の見直しという御議論もあるでしょうが、制度というものは一度入れますとなかなかこれは変わりません。将来見直すなら今見直していただきたい消費税ということで、少し話をさせていただきます。

理由は大体六つぐらいございまして、まず初めの三点はいわゆる総論で、皆様方十分もう論議されていることとさせていただきます。

一つは、もっと先やるべきことではないか。つまり、土地税制をもっとやっていただきたい。弁護士としておりますと、もう土地問題が一番争点の山のような問題でございます。特に東京の中央区、千代田区、港区、あのあたりの地上げ騒ぎは何だったのでしょうか。こういうものをほったらかしにしておいて、庶民の日常生活一つ一つに税金

をかけることばかりをお考えでは何か解せないのでございます。もっと大きな資産課税の方につきまして十分な御審議を先にしていただきたいのでございます。

第二は、いわゆる行政改革でございます。特に国会改革、これにつきましてもう少し先生方御自身考えていただけないものか。何ですか、延長国会を一日いたしますと一億円相当のお金がかかる聞いております。国民の血税が一日国会だけで一億円流れていくのでは、どうして消費税が簡単に導入できませんか。何といまして国会改革。私ども、新聞でリクルートという片仮名を読んでもありますが、これは利に狂った人というふうな当て字をして読んでいます。これが庶民の感覚でございますので、どうか国会議員の先生方は、その辺につきましても十分に反省をいただき自棄の方向で御検討をいただきたい、こう思っておりますのでございまして。

第三番目は、もうさんざん言われていることとさせていただきますが、直間比率を見直し、高齢化社会に備え不公平を正すということで、総論におきましてこの消費税の導入がやむを得ないのかなというところは薄々わかってはおりますが、国民大衆にいま一つその理由とはっきりした目的がわかっておりません。この辺につきましてもやはりはっきりしたビジョンをお示しいただいて、どうしてこういうわけで消費税が必要なのかということをもっと少し具体的に示していただかないことには、日常生活を束縛していきまします消費税を気持ちよくお払いするわけにはいかないのでございます。人間は、一円たりといえども納得しなければ税金は払いたくない、これはどなたでも同じではないでしょうか。そういう意味では、なぜ今消費税が必要なのか、その具体的な目的なりビジョンをはっきりと示されない限り、なかなかこれは導入はしてみても成功しないのではないかと、こういうことを申し上げたいのでございまして。

以上、三点が総論的なものも少し見直していただきたい理由、次は技術的な面におきましてもう少し

し見直していただきたい点を申し上げます。

それは、先ほど来いろいろな参考人も触れておられましたが、どうも技術的にすっきりいたしません。特に昨年の売上税は、和田参考人の御意見ではございせんが、業界の猛烈な反対でもって引つ込められました。その反面、消費者に対するしわ寄せが大変来ているのではないかと、これは特に女性の立場から申し上げたいのでございます。

先ほど石山参考人でもございましたが、間接税はいいですよ、これは取られるというよりも納めるという感じがする、嫌なら物は買わなさいやいんだからと、こうおっしゃいましたけれども、これはまことに男性の論理でございす。本当に子供はほとんど大きくなります。つんつるてんのお洋服を着せていられますか。毎日毎日の日常生活は買わなさいやないものがやはりあるのでございすから、日常生活において必要なものは買わなさいやい。それなのに間接税がかかっていたらどうして納めるといふ感じがいたしません。やはりこれは取られる税金でございまして、要らなさいや買わなさいやいんだ、嫌なら買わなさいやいんだ、これは男の論理であることをもう一度御検討いただきたいのでございす。

次に、業者サイドという意味では、いわゆる伝票方式をやめられ帳簿方式に入れられたこと、これは消費者は納得いたしません。お買い物をして、一体どこまでが税金なのかちつともわかりません。本当に必要な気持ちよくお払いし、それが国庫に入つてみんなのために使われるならこれは結構なんです。どうしてもどこかで便乗値上げがありはしないか。特に三千万以下の免税点があるということですね。ここは免税点のお店だということがはつきりわかれば結構ですが、わからないう。とすれば、税金だということでは仕方なく納めたところ、実はそれは三千万の免税点の店であつたから税金は取られなかつた、業者さんだけが得をした、こういうことではせつかく消費税が導入されましてもまるでございす。やはり国民が納得し、それが国に反映するようにしていただ

きたいので、この辺の技術面をもう少し御検討いただきたいのでございす。

先ほど少し触れましたが、そうした簡易課税制度とか限界控除制度、免税点、これは問題があるから将来見直そうということで、竹下総理大臣以下いろいろ御配慮ということでございすけれども、将来見直しというような規定を置いたところで、一たん制度が導入されましたら、これはなかなか改正できるものではないことは先生方の方がよく御存じではないでしょうか。一たん導入されました制度にはいろいろな人や予算がたつきまして、十年、二十年そのままになつていきつきます。その間ずっと国民、消費者に犠牲を払えとございす。消費者の犠牲において、こうした見直し規定を置いておくからいいのだということではいけません。やはり今見直していただきたいのでございす。

もう一点でございす。便乗値上げは当然ないであろう、試算によると一・一％にとどまるであろうと、このように政府税調の方はおっしゃつておられるようですが、これは大変なまやかしてございす。なぜなら、私も毛皮とか宝石とか、今そういった物品税を廃止してそれが一律三％になるから値下げになる、日常生活品は上がるけれども、のしてしまえば一・一％でおさまるではないかと、こういう御議論だとすれば、国民生活に對してまことに配慮のない冷たい政治と言われても仕方がないと思ひます。やはり生活必需品だけをとり上げて本当に一・一％でおさまるかどうか、その辺を御議論いただかないことには国民は納得できないのではないのでしょうか。

以上、細かい技術的なことを申し上げても、やはり消費者サイドの方からもう少し御配慮いただけないことには、今すぐ導入することによつて国民生活に寄せられるいわゆるしわ寄せというものは大変なことになると思ひます。そして、見直したらそれでどうしたらいいか、大変な人でも恥ずかしいのでございすけれども、一応私なり

の試案がございすのでひとつ意見を申し上げます。

それは、今の消費税をどうしても入れなければならぬのであるなら、消費者の立場から申せば、百円、二百円のものにはひとつ税を御免除いたしたい。せいぜい一万円以上のものには三％ついても、百円買つて三円、四十、五十円のものを買つて一円か二円か、こういう煩雑なことは消費生活にとつて耐えられせん。

先生方の中にはいわゆるスーパーマーケットのレジにどのくらいお並びになつたことがございすか。私も仕事を持つ母親は、仕事を終わつて帰つてくる。そして帰りに、子供がおなをすかせておりますのでスーパーで早く買い物かをしております。列はもう長蛇の列でございす。ここに消費税が入りましたら、また百円が百三円になり、一円玉を転がして、レジはほとんど長蛇の列になるんです。このような日常生活というのもの、やはり消費税が余りに細かいことを言い過ぎるからではないか。これは素人の論理かもしれませんが、できましてからせめて一万円以下のものは税金をかけるな、これぐらいの配慮も考えてみていただきたいとはどうかかと、こう思つております。

次に、今、物品税を廃止してということで一律三％が考えられておりますけれども、本当に物品税を廃止してよろしいのでしょうか。やはり女の身からいいますと毛皮が安くなりダイヤが安くなるのはうれしいことではございす。それが日常生活必需品と同じといふのはどうしても解せない。これが国民一般の声ではないかと思ひます。もちろん、物品税の廃止も結構ですけれども、やはりせいたく品と言われるものは今だつてあるわけですね。国民の必需品でないものはあるわけですから、その辺も御配慮いただいて、もう一回本当に間接税はどうあるべきかを御議論いただきたい。そういうふうな思つております。そのほか、まだいろいろ申し上げたいことはございす。特に消費税に關しましてはどうして必要であることの理由をちゃんとお示しいた

き、そして、いま一度見直した上で国民を納得させていただくまで、もう少し待つていただきたい。これが私の意見でございす。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

この際、参考人の方々にお願い申し上げます。質疑応答の時間が限られておるからでございますので、質問には簡潔にお答えいただきたいと存じます。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○久世公義君 自由民主党の久世公義でございす。

参考人の皆様方には、師走のしかも土曜日の午後という時期においでいただきまして、まことに恐縮をいたしております。また、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

先ほど本間参考人も触れましたように、我が国は戦後四十数年、経済社会は大きく変わつてまいりました。経済の発展は著しく、それに従つて産業構造も国民生活もさまざま変わりをいたしました。国際的な地位も向上いたしております。今日、二十一世紀に向かひまして、高齢化、都市化、技術革新、情報化、国際化と、さらに大きく変わらうといひております。新しい酒は新しい革袋にという言葉がありますが、これからの日本の経済社会のために、あらゆる制度、仕組みを改革しなければなりません。シャープ税制以来の税制も、今日のそして近き将来の日本のために改革すべき最たるものだと思うのでございす。

まず、本間参考人にお伺ひをいたしたいと思ひますが、先ほどから皆様の御意見を承り、また当委員会における審議、さらに昨日、きょうの公述人、参考人のお話を承つておりますといういろいろな御意見がございす。一つは、不公平税制の是正

を行うべきである。それから行政改革や国会改革を行うべし。税制改革は時期尚早である。拙速を避けていろいろな意見を聞けと、何も消費税を導入しなくても減税財源はある、そういうような御意見が多いわけでございます。

不公平税制の是正につきましては、今回の改正は公平の原則を最も基本的な理念として検討し、具体的にもキャピタルゲイン課税あるいは医師課税の見直し、法人課税の合理化などの改革を行っております。行政改革もシーリング、補助金制度の改革、民営化、定数削減と努めております。政治改革につきましても、総理みずから先頭に立って現在やっております。税制改革にはまだ早いという御意見に対しては、今までも十分に時間をかけてまいりました。大平総理が一般消費税を唱えられてから十年でございます。今回の税制改革でも政府税調は二十五回公聴会を開いておりますし、私どもの自由民主党の税調におきましては、売上税以来数百年の時間を費やしております。総理や前宮澤大蔵大臣はつじ立ちをして国民に対して直接訴えておられますし、新聞も非常に多くの紙面を割いてこれを報道いたしております。また、税の自然増によって減税財源があるじゃないか、こういう御意見はあるわけでございますが、今日の日本経済は確かに好況でございます。いろいろな環境もいい条件になっております。しかも、現在は日本の高齢化社会はまだ入口でございます。したがって、今のうちに余裕のあるうちに二十一世紀のための税制改革を行わなければならないと私は思うわけでございます。

そこで、本間参考人は今回の税制改革に賛成しておられます。また、先ほど、国民として、そして青年として、そして旅館の経営者としてとおっしゃいましたが、どうも御意見は宿屋の若だんなの御意見が大半でなかったかと思うわけでございます。その点は十分よくわかりましたので、ひとつこの税制改革一般についての御意見を賜りたいと思います。

次に、消費税について右山参考人に伺いたいとい

思います。

当委員会でもいろいろ御論議がございましたが、また、ただいまの参考人各位の中にも、特にこの帳簿方式や簡易課税制度につきましていろいろ御意見があったわけでございます。これに対する批判といたしましては、帳簿方式を採用し、いわゆるインボイスの発行を義務づけないために取引の際に消費税がどのくらいかかっているか、一目瞭然ではない、消費者にとっては不明朗であると先ほど中村参考人もおっしゃったわけでございます。

また、簡易課税制度は負担関係をあいまいにしてしかもその適用上限が高いから不公平を拡大しているという御意見もあつたわけでございます。しかしながら、消費税は消費者に負担を求めるもの、納税はどちらかといえば事業者にお願ひしなければならぬ税金でございます。また、この種の税金になじみの薄い我が国の工夫といたしまして、御承知のように、帳簿方式にすることにによって、いわゆる税額票の発行の煩わしさを解消いたしております。また、簡易課税を認めることによって、事業者の計算事務や税務署に行く煩わしさを軽減したものでございます。

このように、消費税は売上税に対する批判を踏まえて、また我が国の商慣習や流通の実態、あるいはまた中小零細企業の実情というものを踏まえてさまざまな工夫を凝らしたものだと思つていただきたいと思います。これは消費者にも十分理解されるところだと思われまふ。

消費税に対する批判の中には、今もいろいろ述べられましたが、こういうような改良点をさらに批判をいたしまして何か売上税に戻れと言わんばかりの意見もございませう。運用の面では、先ほどお話がございましたように三月十五日の点についてはお話をございましたが、そういう運用面で改善すべきことは幾らでもあるかと思つてでございます。私は消費税は決して絶世の美人とは言えないかもしれませんが、氣立てのよい大和なでございませうか。

時間が余りございせんので、恐縮ですがお二人に、本間参考人、右山参考人、それぞれ二分ずつぐらにお答えをいただければありがたいと思う次第でございます。

○参考人(本間幸男君) 先ほど長々と陳述をいたしまして御迷惑をおかけしましたので簡単に申し上げたいと思ひます。

個人のところにつきましては、先ほど来から皆さん御発言をされておりますのであえて申し上げません。経営者といまして、公取の方から税額の価格転嫁についてやはり経営者に対する配慮の一端が見えるというところでございます。

それから組織の人間といたしまして、何よりも私どもが旅館業界を含めて環境業界を挙げて料飲税撤廃を条件に消費税導入に賛成してまいりました経緯がございませう。そして、私自身もそれをよしとして行動をしてまいりました経緯がございませう。来年の三月まで私、任期でございませうので、組織代表として反対するということにはまいりません。

以上でございます。

○参考人(右山昌一郎君) 帳簿方式の問題ですが、私は導入に対してこれは人間的な税制の第一歩じやなからうかという話をしましたので、結局その帳簿方式で消費税を導入しますと。しかし将来は、やはり政府の税調が言っているように、E C型の付加価値税税制に消費税というものが少なれてきたらやらないと、さっきの中村参考人も言われたように、生活必需品とせたい品が同じではこれは人間的ではないんじゃないかと。さういふことをさき申し上げたわけですが、そうすると標準税率、それから割り増し税率、軽減税率とこの税率を設けるためにはどうしてもそういうE C型付加価値税というものを将来はやっぱり考えなきゃならぬんじゃないかと。しかし、今のところは導入ということについて、まず帳簿方式というのは帳簿がありますからそれをもとにしてやってみて、そして漸次改善していくという方向

で進めたらいいんじゃないかというふうに考えております。

○委員長(堀木又三君) 久世君、往復時間ですから、質問と答えを勘定してひとつやってください。

○久世公麿君 時間もないうつてございませうので、先ほど和田参考人から地方財政の強化の問題がございました。私も、三十年近く地方自治をやつてまいりましたので地方財源の強化という点につきましては大変意に介している次第でございませうが、今回の消費税に伴う国と地方との財源配分につきましては、それぞれ大蔵省、自治省の努力によつてまああのところまで行ったんじゃないかと。うかと思つておりますが、今後長きにわたつていよいよこの地方財政の強化というものを念じたいと思つております。

また、中村参考人が触れられました土地税制の問題につきましては、私も非常に關心も持っております。特に東京を初め大都市周辺においては当面の課題だと思つてございませうが、しかし、この消費税を初めとする今回の税制改正も私は緊急の課題だと思つた次第でございませう。

お答えの時間もないかと思ひますので、以上で私の質問を終えたいと思ひます。

ありがとうございました。

○安恒良一君 右山さんにお聞きしたいんですが、どうも私はあなたの税制論を聞いていますと、やや、十八世紀に返つたのかとか、もしくは貧乏人は麦飯を食えという有名な総理がおられました。あなたが、あなたは応能負担の原則についてどうお考えか、ちよつと簡単に聞かせください。

○参考人(右山昌一郎君) 応能負担というのは垂直の公平というふうには言われておりますけれども、垂直の公平というのとは、例えば生活費だけ一人に百五十万円ずつ上げます、あとは生活費ができるのだから納税する能力があるんだと言われるのも応能だと思ひます。それから一億円の人も一割、一千万円の人も一割というふうなこれも応能だと思ひます。どこで線引きするかという問題だと私は考えております。それで、今の線引きがいいかと

うかという、線引きが妥当な線がどこかというところがもとにならないと、これは応能というのは出てこないんじゃないかというふうに、私は理論的にはそう考えております。

○安恒良一君 それでは今のところについて、これは和田先生、応能負担の原則ということについて先生のお考えをひとつ聞かせてください。

それからいま一つ、和田先生、地方の財源論に触れたんですが、二十一世紀の高齢化社会を展望した改革と政府は言っています。その役割を地方自治体がうんと担うわけですね。その点からいくと、どうも今度の改革は逆行してはいないかと思えます。それと同時に、財源論からいって、問題は国全体を含めましてやっぱり消費税に基づく財源論か、直接税の改革に基づく財源論か、これがあると思います。この点について和田先生のお考えを聞かせてください。

○参考人(和田八東君) 御質問でございましたが、税の公平というのはどういうふうに見るのかという、これは現代社会は非常に複雑な社会でありますので、難しいことは当然のことでございます。大学のサークル、クラブなどでございまして大体月に千円ずつ出し合おうとかいうふうなことでやるのが平等でありますけれども、実体社会に行きますと、お互いにみんな千円ずつ出す、税金を一万円ずつ出すというのが公平ではないわけでございます。では、何%を出す、所得に対して何%出すというだけで公平かという、そうではないわけでありまして、現代の経済力なり資産力なりというものは非常に複雑でありまして、もっと社会的な公正という観点を入れて税というものは考えられなければならないわけでありまして、そうなりますと、やっぱりいわゆる垂直的公平というものがある第一義的に考えられなければならない。応能の能というものを、何によって能を見るかという、これは大変難しい問題でありまして、ここに税の公正の一つの決め手がございまして、現代の所得税というのは、不十分ながらそうした応能負担の実現については最も可能性を持った税ではないかというふうに考えているわけでありま

す。それから、地方財政にとりましては今回の税制改革は全くプラスのところはないというふうに私は思います。すべての点においてマイナスである。これは税収そのものについてもそうでありまして、その税収の補てんについても不十分というかマイナス部分が出てくるという、そういうバランス論からいってしましてもそうでありま

す。地方自治にとりて一体いかなる税が妥当なのか、あるいは現在の地方財政にとりて地方税はいかにあるべきかということがほとんど議論をされてないわけでありまして、この税制改革の過程におきまして、これはやはり非常に問題を持っているところではなかろうかというふうに私は考えております。

○安恒良一君 今、私が聞きましたように、今回の税改正は一つのやっぱり財源論の問題ですね、将来に備えて。そのときに、いわゆるシャープ税制を守っていきながら直接税を中心をやっていくのか、それとも消費税的な間接税をやっていくのか、これが国会の論争の中心なんです。その点について和田さんの考えを少し聞かせてください。

○参考人(和田八東君) ちょっと最初のところを聞き漏らしました、恐縮ですけれども。

○安恒良一君 直接税によるのか、消費税によるのかという、この財源論について先生の考え方を聞きたい。

○参考人(和田八東君) 財源論も確かにございまして、ただ財源論だけで税制改革の問題が律し切れるかどうかというふうに考えておりましたので、本日もあり余り数字的なことは申し上げなかつたわけでありまして、財源論の面についても触れなかつたわけでありまして、私は税の体系とすることからいいますと、やはり直接税中心主義という日本の戦後の税制というのは非常にすぐれているというふうに思うわけですね。よく、ヨーロッパの幾つかの国などとの比較が

あるわけでありまして、これはそれぞれの沿革がございまして、またヨーロッパ型と日本型とどちらがいいのかということになりますと、税のあり方なり財政学の立場からいいますとやはり日本型の方がいい。税制につきましては、戦後我が国においては混乱の中でありましたけれども、シャープ勧告というかなりレベルの高い勧告がありまして、それが今日まで骨格としては続いているというところでございまして、これは日本が世界に誇るべき一つのものではなかろうか。

それから、その中にあって補完的な間接税として個別消費税、物品税というのがあるわけでありま

すけれども、今日になりますと、何か物品税というのとは非常にうまくいって、何が物品税とあるというふうな言われておりますけれども、やはり直接税中心主義の中で、ある種の非償還財に税をかけた、ある種の目的税あるいは担税力に見合った課税を課税にしていこうというこの個別消費税というのは非常にうまく機能しているわけでありまして、私は、今何かそういう日本のすぐれた税制を大きく変えなきゃならないという理由が、どうしてもいまだに疑念が晴れないという、そういうことでございまして。

○安恒良一君 次に庄司さんにお聞きしたいんです。高齢者対策にお金がかかる、こういうことの角度で財源論を言われたんですが、問題は、今度は社会保障のビジョンというものが示されないまま消費税の改革が出された。示されたのは厚生年金の六十五歳というところで、今、日本ではまだ六十六歳定年の普及率というのは五六、七%ですが、ここの問題について庄司さんの考えを聞かせてください。

○参考人(庄司中君) 御指摘のとおり、六十二年の六十歳までの達成率ですね、企業数の割合がまだ六〇%行っておりません。そうしますと、これから十年後に六十五歳に向けてスタートを切るという状態が果たしてできるのかどうかということは非常に私心配でございまして。事実、労働組合なんかにも尋ねましても非常に難しいところ。とりわけ、大企業のところと一番下の中小のところは割合いいわけでありま

すけれども、中堅のところは非常に難しいというふうに考えております。私たち高齢者といいたしましても、つまり最近の高齢者というのは比較的元気でございますから、それから働きバチでございまして、何と

か仕事をしたいと思っているわけですが、これも、実はないということがございまして。仕事を世代別に分け合うということも非常に難しい状態ということ、私たちはやっぱり非常に将来については、六十五歳については悲観的である。したがって私

たちは、年金受給を六十五歳に向かつて引き上げること、どうしても容認できない、事態の深刻さがわかっていただければ容認できないという立場でございまして。

○安恒良一君 最後に中村さんにお聞きしたいんですが、もしも消費税を導入するとするならばというところで、おっしゃった伝票方式、いわゆる付加価値税、インボイス方式。それから典型的なぜいたく品にはやはり税金を高くかける。私もその二

点の論理については賛成なんです。いま一つ、課税最低限以下の者に対する還付制度をつくるというものについては先生はどうお考えでしようか。

○参考人(中村久彌美君) 御質問は、課税最低限の還付といいますが、一応全部一律に集めた後で還付するといふ先生の御趣旨でございまして。○安恒良一君 いや、消費税というのは全部取られちゃうんですね、課税最低限以下の方も。ですから、そういう方については何か還付を考えないといかぬのじゃないかな。その先生のお考えありま

す。○参考人(中村久彌美君) わかりました。いわゆる低所得者層に対して還付ができないかと。それができれば結構だと思っております。ただ、日常私が生活実感から申し上げましたのは、余り細かいものに、一円、二円のおつりで騒ぐことよりは大体一律幾ら以下のものに税金をかけましようの方がどうでしょうか、こういう御議論も出て不思議

議はないのではないかと、そういう意見を申し上げたのでございます。

○太田淳夫君 参考人の皆様方には大変にお忙しい中、貴重な御意見を賜りまして本当にありがとうございます。

最初に金子参考人にちょっと伺いたいんですが、先ほど税理士としての業務の立場からいろいろと御苦労なお話があったんですが、その中で転嫁の問題が一つ重要な問題として出ておりました。昨日の公述人の方のお話によりますと、ヨーロッパでは転嫁は問題になっていないと、それはもうこの消費税というのには転嫁すべきものではないことと決まっております。したがって伝票制度でちゃんと転嫁転嫁と続いていくからその問題はないんだというお話が公述人のお話の中でございましたが、今回帳簿方式でございます。先生も帳簿方式で計算事務はむしろ非常に難しくなっているというところをおっしゃっておいりましたが、伝票制度でやればこの転嫁の問題はヨーロッパと同じようにきちんとしていくんでしょか。日本の状況はどうでしょうか。

○参考人(金子圭賢君) 転嫁の問題というのは、我が国においては間接税をEC諸国のような形で実施しているという経験が非常に浅いございまして、EC諸国、私どもの仲間が何度も税務に行っておりますが、その実体験の経験から聞いてまいりますと、彼らの場合には国情が違つたためにそれを統一する必要性があらわれてきた。それから、ある国によっては非常に直接税の把握が難しく、そして直接税の申告納付するという姿勢が非常に希薄である。具体的な国名を挙げると若干問題があるかと思ひますので挙げにくいんですが、それを補完するために間接税という形で長い間やってきたという体験がある。そういうところからインボイス方式という形で転嫁をしやすいたまがあらったということがまず考えられると思ひます。

我が国の場合にはそういう体験がなく、流通経路も非常に業種によっては複雑でございまして、その複雑な中が非常にうまく機能をしてそして今日の繁栄があるんじゃないかというふうに考えておりますが、その複雑な機能を現実に今施行したとしたらどうなるかというところは、私は日ごろの、通常注文書が出来て、納品書を発行し請求書を発行しそして領収書を発行するという流れが各業種によつては段階にも流通過程がありまうのでこれは大変に難しい。特に納品書、請求書がきちんと発行されないで、もう領収書だけという中小零細業に至ってはありますので、そういう場合にはどうしても転嫁できなくてかぶる方がより多くなるのではないかと考えております。

○太田淳夫君 税理士の皆様方のお話の中で非課税、課税の区分経理の問題について非常に煩雑になつてくるんだ、したがって税理士の皆さん方の事務所の人員の問題、先ほど先生お話しがあったと思いますが、にもなつてくるのでありまうし、ほとんどの方がコンピューターの設置が必要とされるだろう。したがって、コストアップも問題になるし、あるいはソフトが四月までに間に合うかどうかという問題もあるというお話もいろいろといたしたいというわけでございます。そうしますと、ただいま国会で弾力化云々ということがございまして、十月までいろいろと税務署の指導、相談というものを延ばしていかうかということいろいろとやつていられるわけでございますが、十月でよろしいんでしょか。それとももっともつと日にちが必要になるんでしょか。

○参考人(金子圭賢君) 最近のマスコミ報道によりますと、この弾力の運用という用語が出てまいりますが、この用語の正確な定義はさっぱり定かではないんですが、大蔵大臣等のさきの国会答弁によりますと、適用期日は延期しないけれども、税務当局の調査指導で弾力的に取り扱う云々とございまして、これは、もしそういう形でこの法案が取り扱われるとすると大変ゆゆしき問題ではないかなというふうに考えております。もとより、我が国は租税法律主義に基づいた租税国家として、納税者と国との間に信頼関係が成り立って

ると解するのが前提であるはずでございます。しかも、右のようなあいまいな文言が仮に政治的発言としてもあるいは文言としても取りざたされているということになりますと、実際の租税の税務執行の段階にまで弾力の運用というやうな形でやられた場合には、大変な不安感を覚えます。

そこで、実際に弾力の運用、これが調査指導等を例へば今のお話のように十月まで半年間あるいは一年間弾力的にするんだということとございまして、けれども、もしそういうことに実際の調査実務ということがなつたと考えますと、現在の調査の場合におきましても、例へば新規に事業を開始したしまして、そして最低第一回目の確定申告を提出するまでは調査はございませぬ。なぜならば、どういふ申告が出るかわからないから調査するわけがないのであります。現実には税務当局の調査の国税職員は五千人と伺つておりますけれども、納税者数との兼ね合いから見ても、実際に調査に来られるのは最低三年間ぐらいたつてから、あるいは四年、五年たつてから調査に参つてくるのが実情でございます。したがって、調査指導を弾力的に半年間、一年間延期するということがありまして、これは実際のには無意味なことなんではないかと、これは先生に考えております。

○太田淳夫君 和田参考人にお尋ねしたいんですが、今回の消費税の導入に際しまして、政府側は、要するに経済のソフト化、サービス化というのがどう進んでいる、したがってサービスにも課税をしていくんだということとございまして。現在も、国税では入場税あるいは通行税、地方では先ほどお話が出ました料飲等の消費税あるいは娯楽施設税等がございしますが、いずれも限定的であり、不公平なものが多いわけとございまして。今回、消費税が導入されるわけとございまして、考えてみましても、現代的なサービスとしましてはまだまだ幅広いものがあろうかと思ひます。情報あるいは広告宣伝、運輸、通信サービス等いろいろございしますが、こういうものには、対するサービス課税、それは先生のお考えとしては、

今回の消費税で十分であるかどうか、将来どういふような方向でまだ課税ベースを広げることができらうか、先生の御意見をちょっと賜りたいんですが。

○参考人(和田八束君) 現行の個別消費税、物品税の欠点といたしましては、やはりサービス課税がなされてないという点でございまして。この点はやはり正すべき一つの対象であらうというふうに考えますが、私は、いわゆる消費税、一般消費税タイプではなくて、個別消費税タイプでそれが可能であり、むしろそれの方がよいのではないかと、今考えております。

結論だけ申しますと、例へば対象といたしまして航空とか運輸、通信、こういう大規模サービス業、これを対象にした一種の個別消費税体系を考えたらよろしい、それがサービス課税と最小になるわけでありまして、サービス課税と最小になるわけでありまして、現在地方税における料飲税の実態を見ても非常によくわかるところでございまして、そういう徴税コストをかかたに効率的な悪いという、そういうサービス課税を一般型でやるというのとはかなり疑問があるわけでありまして、むしろ脱税を容認する部分というのはいくら残るわけでありまして、そういう点からいいますと、部分的であつてもより効率的な個別消費税タイプというものが考え得る、こういうふうには私は考えているところであります。

○近藤忠孝君 日本共産党の近藤忠孝であります。時間の関係でとこまで行くかわかりませんが、順次質問をさせていただきます。まず、本間参考人でありまして、温泉地の旅館業者としての立場から三つの御要望を伺いました。ただ、聞いておつてどうもすっきりしないんです。よく考えてみました。理由は、大切なお客様のことが欠けておつたんですね。水、食料、これ上がりますね。当然宿泊費の引き上げになると思ひますが、これはかなり宿泊費の引き上げになるんじゃないか。これが第一点。

そこで、転嫁カルテルの問題が出てまいりました。

た。その宿泊費引き上げ分だと思ふんです。そこで出てきたのが罰則です。となりますと、業者の中でやはり下へ行けば下へ行くほど苦しくなってきたり値上げできない。その人々を罰則で追い落とす。となりますと、やはり今おたくあたりそうだとするのだけれども、上の方のいい業者だけが生き残るというそういうことになりはしないかというところが二番目。

三点としましては、やはり神様を大事にしないと、共産党が神様を言うのはおかしいんですが、これは月並みの意味で言いますと、お客様は神様です。からね、温泉地も発展しないんじゃないか。となりますと、やはり神様を考え、仲間全体の業者を考え、となりますと、私は、温泉地の業者の皆さんは消費税導入に反対した方が一番いいんじゃないかと思ふんですが、いかがですか。

○参考人(本間幸男君) ちよつと御質問の内容がうまく整理できないのでございませうけれども、先ほど久世先生の方から御質問がありましてお答えをしましたとおりで、やはり私も組織として、料飲税撤廃というものを条件に消費税の導入と税制改正に賛成をするという立場に立つて組織行動をやつてまいりましたもので、組織として一〇〇%通らなかつたということで、上げた白い旗をピンクに塗つたり赤に塗つたりというわけにはまいらないということでございます。

なお、お客様の観点が欠けているんじゃないかということも御質問がございましたけれども、先ほど私が申し上げました中に、千円の温泉まんじゅうを売つて三十円の消費税をもらえないからというふうな形で、うやむやな形でやつていくということはむしろお客様に対して大変失礼なことではなからうか。税の分は税の分としてこれです。しかしながら、中身についてはこれであつて今までどおりです。また、今まで以上の努力をしておりますというのがやはり商売人としてとるべき道ではなからうか。

また、ハワイですとかアメリカへ行きまして、どんな小さな買い物であつてもカウンティータッ

クスなりシティータックスなりきちんとレジの段階で課税をされてくるというふうな形を考へていきますと、これだけ七百五十万からのアウトパウンド、海外旅行のお客様がいらっしゃるといふことと考へていきますと、そのところまで踏み込んでいたののがやはりベターではなからうかという考へ方を持つものであります。

○近藤忠孝君 今のお話を伺つてみますと、経過があるんで、本心は余り賛成できないんだけれども仕方がない、こんなぐあいに受けとめた次第であります。

次に、右山参考人ですが、先ほどもう既に中村参考人の方から男の論理だといふお話がありましたが、私、男性ですが、男の論理でもないんです。要するにこれは、先ほど二十万の洋服を十万にするという選択性があると。しかし、そんなことができるのは私はごく少数だと思ふんですよ。そこで聞きたいのは、年所得五百五十万円以下、四大家族で、これが大体国民の八五%です。選択できるのはそれ以上の方です。となりますと、圧倒的多数の人にとってはやはり選択できないではないかという、これが第一点。

となりますと、先ほど指摘もありましたように、普通の食料その他には選択性がないんで、むしろこの消費税の一番中心部分は選択性がないんだと思ふんですが、いかがですか。

○参考人(石山昌一郎君) 今度の抜本的税制改革で減税が二兆四千億になつております。一応、減税先行だといふような抜本的税制改革になつております。その中に三兆一千億の所得税と個人住民税の減税が組まれております。そうしますと、要するに消費税の導入の財源よりも減税が多いんだと。その中で、サラリーマンに適用される所得税の減税が一番多いんだという構造になつております。そうすると、消費税を転嫁する転嫁しないという問題とは別に、今度の減税の一番恩恵を受けるのはこれはサラリーマンです。そして、これは事業者が転嫁するんだといふようなことを

考へる、転嫁をしないと、サラリーマンだけが消費税を負担しないで事業者だけが負担するといふ観点からいいますと、私はこれは消費税は転嫁すべきものだといふふうに思ひます。

そうしますと、選択するかどうかという問題ですけれども、それは要するに、自分の頭からとらえたところの源泉税が少なくなつて手取りが多くなるんだから、そこはその手取りが多くなつた分だけ選択する余地があるんじゃないかといふのが一つです。それから、生活必需品は選択ができないんじゃないかといふようなことがあります。だから、生活必需品については暫時それは標準税率、それから軽減税率、もしかしたらそれはゼロ税率といふふうな適用を将来はやはり考へていただいくべきじゃないかといふことを申し上げているわけなんです。

○近藤忠孝君 参考人ですから、ここで議論はもうしませぬ。

そこで、次は和田参考人をお願いいたします。

先ほど疑念の第一に挙げられた点と関連すると思ふんですが、私は、税制改革あるいは消費税導入に必要だといふ議論の根拠に随分ずさんだ議論があると思ふんです。

その一つとして、税率構造との関係で境界税率が高過ぎたり、あるいは果進が過ぎた場合における弊害として幾つか挙げていますね、勤労意欲を失うとか、ほかに回避行為を行うとかね。果たして税率構造がそのような弊害をもたらすものかどうか。そして、仮にそういう弊害があつたとしても、要するに多数の国民にそういう効果があるのだろうか、この点まずお答えいただきたいと思ふんです。

○参考人(和田八東君) 余り細かいことではちよつと、数字を持つてきておりませんし、なんですけれども、現在、所得税の納税者の過半はいわゆるサラリーマン、給与所得者であるといふこととございまして、そのうちでも収入二千万円以下といふところが大部分の納税者でございまして、それ以上になりますと、いわゆる申告所得者における

所得をとつてみましても、二千万円以上というのはごくわずかでありまして、そこにかなり高い境界税率が設定されているといひまして、社会的にそれが大きな影響を及ぼすといふことは、我が国の現状からいいますと、幾分諸外国とはその辺は実情を異にしている部分があるのではなからうかといふふうに感じます。

また、果進税についての一つの誤解といひますが、いわゆる法定税率が低くなるとか、段階数が少なくなるといふことになりまして、何か果進的でなくなるのではないかといふような議論もあるわけでありまして、それはこの課税最低限等がある限りにおきましてはそれなりのやっばり果進性を持つていくわけでありまして、

したがうしまして、今回の改正におきましても、二千万円以下といふところの果進度といふのはそれほど大きく変わるわけではありませぬので、社会的に見て、言われているような効果があるといふことは、マイナスの効果が余り認められないのと同様に、税率構造の改正によるプラスの効果といふものもそれほど評価できないのではないかと

いふふうに考へます。

○近藤忠孝君 じゃ、時間がないので、あと一言でお答え願ひたい点は、法人税が高いと企業が外国へ逃げちゃうといふ理屈があるんです。しかし、そんなことが果たして実証されているのか、法人税の税率と経済の空洞化の間に因果関係があるのかどうか、その点いかがですか。

○参考人(和田八東君) その点もはつきりしたデータを持つていないわけではないんですけれども、最近における海外投資の実態といふふうな報告書が大蔵省などから出ております。そうしたデータを見ましても、直接税金が高い、税金が不満であるといふことで外国に逃避しているといふのは、統計上の問題かもしれないけれども、余り実証的には見当たらないといふのが私の印象でございます。

○栗林卓司君 民社党の栗林でございます。きょうは参考人の皆さん、貴重な御意見を賜り

まして心から厚く御礼を申し上げます。

先ほど中村参事人から、けき新聞を見ると、採決近しというような活字が躍っているんで大変むなし気持がいたしますというお話がございました。これは衆議院の悪い癖の影響でして、新聞記事は、新聞社がそれぞれ自分の責任で見通しを立てておられるのでありますが、衆議院の場合には、公聴会をやりますと、ああこれ採決の条件ができたというので色めき立つという悪い癖があるものですから、参議院の我々はあれはやめようと。大体公聴会というのは国民の皆さんの声を伺うためにやるのであります。伺った御意見をもとにしてさらに審議を続けていこうということを確認し合いながら現在進めておりますので、その点ぜひ御理解を賜りたいと思います。

それで、本間参事人にお尋ねいたします。

やや意地の悪い質問になるかもしれませんが、私も立場はよくわかります。料飲税の扱いをめぐっていろんな議論があったことも私は遠くから見て承知はしております。一応、今提案されております税制改革六法というのは、料飲税は撤廃しない内容で法律が出ていっているんです。その法律に対する参事人としての御意見をお述べになるお立場にあるわけですから、将来撤廃してほしい、これは困るということであれば、端的に私は反対でありますとおっしゃった方が一番わかりやすい。その方が実は御要望の撤廃に近く正道ではないかと、こう思うのであります。いかがでありますでしょうか。

○参事人(本間幸男君) 大変困った質問をちょうだいしております。

先ほど申し上げましたように、私の立場としてやはり信義というものがございまして、ただ率直に申し上げたいところは、トータルとして私も旅館業を含めて環衛業界の負担が従来よりは確実に軽くなつておるということについては、やはり諸先生方の御努力に感謝申し上げます。

以上でございます。

○栗林卓司君 右山参事人にお尋ねをいたします。

先ほど割り増し税率とか軽減税率とかなどな

提起了な御意見だろうと思んですが、そういったものも考えていくべきではないか、また帳簿方式等々に対する見直しもした方がいいという御趣旨の御発言もあつたように記憶しております。ありますが、私はなぜそれを先に延ばさなければいけないんだらうか。この複数税率を入れるのであれば最初から入れた方がもっとつきりした税制改革になるんじゃないか、なれも早いのではないか。また、複数税率になりますと、これはインボイス方式をとらなければ実施不可能であります。それはもう最初からやつた方が納税事務に乗せる場合にも便利である。したがって、現在の政府提案は、複数税率は一切考えていない、まことに何を考へていのかよくわからないような提案であるわけでありまして、これもその過ちを御指摘していただくために、先々直せばいいじゃないかじゃなくて、今なつていないのはこれはだめなんだということをお述べいただきたいながら教えていただくと大変ありがたいように思うんですが、御所見いかがでありますでしょうか。

○参事人(右山昌一郎君) 私は、消費税率導入の趣旨そのものには賛成なんです。それはどうしてかといひますと、我々人間は、これは税金のために生きていくわけじゃなくて、我々は生き生きと生きるために生きていくという信念を私は持つております。そうすると、給与所得者の源泉が頭から持つていかれてあとで生活しろというのが果たして人間的なもので、それから事業所得者も、税金のことを考へて生活をしなきゃならないという現在の税制が人間的なものであるかというのを考へるわけ

です。それで、導入そのものには私は賛成なんです。しかし導入をどうするかというその初歩的な第一歩の踏み出しは、多少のことではやはり洞察をしていかなければならないのだと思ひます。最初から税率というふうな決めをやっていく準備も足りま

せんし、それからそういうことをやつたら消費の中立性、消費がどういふふうにしてシフトするかというものが私にはわからないのだと思ひます。だから、一応三%の均一税率でやつて、要するにそういうふうな消費のシフトがこれはぐあい悪いんだというふうになつたら、その消費のシフトに合わせた消費税というのを直していけばいいんじゃないか。転嫁の問題も、転嫁が非常に難しいならば、それはインボイス方式で何とか転嫁できないかというふうな直していけばいいんであつて、消費というものがどう動くかというのは税制と非常に関係がありますから、だからそれは、中立なか中立でないのかという問題をまず見て、その後で手直しをしたらいんじゃないかというのを考へております。

○栗林卓司君 右山参事人がお述べになつたことについて和田先生にお尋ねするというのは、右山参事人に大変失礼に当たるかもしれませんが、それとも、大切なところだと思ひますので、和田先生にお尋ねしたいと思ひます。

税の場合、とにかくまず試行錯誤でやつてみて歩きながら考へようというやり方というのは、税の導入のやり方として正しいのでありましようか。確かに間接税の経験があるいはないかもしれませんが、なければならぬに十二分に調査をして、しかも、国民から意見と経験を求めながら慎重に時間をかけて導入していくというのがともとも税というもののとるべき本来の姿ではないかと思つたりするのであります。この点についての和田参事人の御所見を承りたいと思ひます。

○参事人(和田八束君) 税でありますとも、試行錯誤的にやるということとは通常いろんなケースであり得ることではなからうかというふうな思つております。ただ、今回の消費税といひますか一般消費税タイプの間接税といひますのは、我が国においては余り経験がございませんし、それから他国においても必ずしもベストというわけではありませんし、国民もかなり疑念を持っているということからいひますと、やはり十分な審議と、それから

仮に導入するということにいたしましたも、十分なスタイルをつくつてその上で選択をする。後で修正するよりも、やはり完全なタイプでもって選択の機会が与えられるという方が国民にとっては望ましいことであらうというふうに私は考へます。

○栗林卓司君 ありがとうございました。重ねて教へていただきましたのですが、実はなかなかうまく案が思ひつかずに迷つていたのであります。消費税というのは税痛がないものですから、したがつてとてもなく税率がふえていくという傾向があると一般的に言われているのであります。その歯どめをどうやって決めているのかわかりません。竹下総理は私の代のうちはやりませんと、ちよつとそれだけではこれは歯どめになりませんので、では、法律に明記をした方がいいのか、あるいはどうした方がいいのか。

この歯どめについて、和田参事人の御所見をぜひ伺へていただきたいと思ひます。

○参事人(和田八束君) これもちよつと難しいこととで、私も何か名案的なものを持つていくわけにはありません。

税における歯どめというのは、税法そのものにもございまして、それからアメリカなどは憲法などにもある場合もございまして、我が国の場合は税法ということになるでしょう。それから財政支出の面でも、これを抑制すれば税の方も抑制できるということもございまして、ただ、消費税の場合には、一般的には現在考へられてはいます。収入見込みもかなり多くなるのではないかと、消費に対する租税の弾力性というものも、現在の間接税と違つてかなり高くなるのではないかと、そのものがふえてまいります。それから国民の消費額そのものがふえてまいりますので、税率を上げなくてもどんどんふえていく、ある程度の期間は税率を上げなくてもかなりふえるということとは予想できます。以上です。

○栗林卓司君 では、最後の質問をいたします。
金子参考人にお尋ねをしたいと思います。
転嫁の問題がこの消費税の最大の焦点であることは、おっしゃったように、そうであろうと思います。転嫁が問題になる半面、実は乗値上げの方も、と大きな問題であつて、しかも、これは今の政府の経済政策を見ますと、はるかに可能性が高いのではないかと、そんな気持ちがあるのではありませんか、税理士としてお仕事をされておられる御経験を踏まえて、乗値上げについてどのようなお感じをお持ちになつておられるか、御所見を承りたいと思います。

○参考人(金子圭賢君) ただいまの御質問でございますが、少なくとも私の関与している先では、八〇%、九〇%は乗値上げでなく転嫁できない税痛感の方がむしろ負担に考へております。むしろ、その取引先の大規模企業のところは確実に乗値上げではないか。あるいは心配されるとしますと、先ほどの中村参考人が申されましたように、小さい単位の小売業の場合には、例えば二円、三円と出た分は十円、二十円という形で、あるいは十円、百円という形で乗値上げがあるかもしれない。その場合には、先ほども申し上げましたように、税金を商売にするという税金ピンはね業という形でもって施行されるのではないかと、その辺を大変憂慮しております。

以上であります。
○秋山肇君 参考人の皆さん方、暮れのお忙しいところを御出席いただき、それぞれの御意見をお聞かせいただきましてまことにありがとうございます。

最初に、本間参考人にお聞きをいたします。
先ほど来、料飲税の話が出ております。消費税で実施をされておりますものとしては料飲税が一番ポピュラーだろうというふうに思うので、この徴収義務者としての旅館の専務さんとして、あるいは業界の青年部長さんとして、ちよつと他の税目に比べると徴収率が悪いように思うんですが、この点について、今度の消費税導入にも関連する

と思いますので、どうお考えでしょうか。
○参考人(本間幸男君) 非常に難しい問題と申しますか、また、それぞれの各県各地におきまして非常に徴収率といひますか、そういったものにはつきがあることは承知をいたしておりますけれども、今度、料飲税が特別地方消費税という形になりまして、これはある雑誌に出ておりましたものの受け売りでございますけれども、免税点が一連の行為も入れてということになりますけれども、一万円ということになりました以上は、むしろ今までもより捕捉率といったものは完全納付に近い形になるのではなからうかなというふうに思っております。

あくまでも一般的なお答えしかできないのを申しわけないと思ひますが、以上でございます。
○秋山肇君 徴収義務者の皆さんの良心に任せ、今度の消費税導入によつて、税金をお客様から預かりながらそれを私わなくてもいいという形で税金太りがあったのでは公平の原則に一番反するわけでありまして、ぜひひとつその辺はそれぞれの業界の皆さん方にも働きかけをいただきたいというふうに思ひます。

それから中村先生にお伺ひいたします。
先ほど土地税制のお話があったと思ひますけれども、地上げ屋による都心の土地の値上がりというものがお話をあつて、その方々から土地の税金をもつと取り上げればというのですが、それに関連して、先生のところには相続の相談が非常に多いだろうと思ふんです。今度の相続税の改正が、この税制改革が通れば、ことしの一月一日までさかのぼるわけですね。すると、せっかく先生が骨折りをして相続税を申告したのに、半年たつて今度は税率が変わつた、税金が安くなつたじゃないか、じゃ、おれにも分け前をよこせというやうなことがまた先生のところへもう一回来るやうなことも考えられると思ふんですが、その辺を含めてひとつ先生のお考えをお話しいただきたいと思ひます。

○参考人(中村久彌君) 実は、時間の関係で割

愛したところをよく御質問いただけたと思つて感謝申し上げます。

御指摘のとおり、私の事務所では昨年からのことにかけまして相続に関する事件が物すごくふえました。なぜこんなにふえたかという点、まことに土地が値上がりし、そんなに税金を払うほどの財産があるのなら私も分ける、こういうことでの相続争ひ。かつては遺留分などというものはほとんど問題にならなかつたのですが、物すごい勢いで相続事件がふえました。そして御指摘のやうに、ことしは、亡くなつてから半年以内に相続税を納めなきゃいけませんよ、税金を計算してあげてから早く持つていらつしやい、提携している税理士さんと御相談してやつてあげるからと、こういうことで、もう何件も何件もそういうことをしておりますが、国会の動きが心配で、一体幾らになるかというのをこの夏からずつとにらめつたございまして、今ではこういう形だけでも、もしこの国会で通ればこれぐらいになりますよという計算を随分してあげております。

減る方につきましては、これは望ましいことでございまして、やはりことしの一月一日の路線価の値上がりが予想以上でございまして、何と二倍になつているところが世田谷あたりは大変多うございまして、ちよつと基礎控除を二倍にしていただけでも案外大したことないね、やっぱり相当納めなきゃならないということが多くございまして、都会におきましては、地価の値上がりとの相続税の減税の控除額とが合つておりません。焼け石に水というのはい過ぎかもしれないけれども、余り効果が出ておりません。これは地方に行きますと大分効果が上がりますけれども、都会におきましてはやはりなかなか難しい。

というところは、逆に、相続税法を一律に減るだけじゃ足りないであつて、土地税制の方に手をつけなければ不公平なんだと。都会に住む者と地方に住む者とはもちろん便利さやいろいろな点で違ひますけれども、それが相続税にはね返つて、自分の居住用の不動産まで手放したり、それから

お店とか農家とかをやつておられる方も手放して、自分の生活基盤を失つてまで兄弟に分けなきやならない。こういう現状が出ておりますので、どうしても資産税の方に手を入れていただかないと、相当な減税があつても無意味である、こういうことははっきり申し上げたいと思つております。

○下村泰君 私は二院クラブの下村と申します。
先ほど中村参考人は、この中にはスーパーへ買い物に行つた議員は一人もいないでしようなんということを言つていましたけれども、私は行つていますから。私のうちのそばには碑文谷ダイエースーパーというのがあります。のべつ幕なし買い物に行つております。むしろスーパーダイエーへインド洋とれるマグロの切り身を買に行くよりも、個人商店の魚屋さんの切り身の方がはるかによくて安いものがあるんです。そのくらいのことまで知つていますから、念のために申し上げておきます。

私は簡単に伺ひます。
この税制に反対するといふと、じゃ、今のままでいいの、こういう声が返つてきます。じゃ、やはり将来は改正しなきゃならないんだろうか。この二つだけなんです。

和田さん、金子さん、中村さん、三人の方にそれぞれ伺ひます。

○参考人(和田八東君) 私は、先ほども申し上げましたように、現行の税体系の骨格といひますか基本的な考え方といひますが、これは現行でよろしいといふことではございまして、ただ、中身はいろいろと修正されるべき点が多々ございまして、それらはこれまでも議論されてきたところでありますので、体系は維持して中身を変える、こういうことではございまして。

○参考人(金子圭賢君) 私は、現行税制がいいとは申していませんけれども、現行税制のまず見直しをしていただきたい。
先ほども申し上げましたように、なぜ税痛感、不公平感があるかと申しますと、やはり肉体的

○参考人(中村久瑠美君) 私も、先ほどから申し上げておりますが、今の税制が完全だとは絶対申しておりません。

ただ、今のような形で急に消費税を入れても国

100

二〇〇号(第四二〇二号)(第四二〇二号)

一、消費税の導入反対に関する請願(第四三二)

一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の

二、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の

二、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の

- 導入反対に関する請願(第四二七一号)(第四二七二号)(第四二七三号)(第四二七四号)(第四二七五号)(第四二七六号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四二七七号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四二七八号)(第四二七九号)(第四二八〇号)(第四二八一号)(第四二八二号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四二八三号)(第四二八四号)(第四二八五号)(第四二八六号)
- 一、消費税導入と租税特別措置法第二十六条改悪反対、合理的医療税制の確立に関する請願(第四二八七号)
- 一、文化・芸術活動に課する入場税撤廃、消費税反対等文化政策の拡充に関する請願(第四二八八号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四二八九号)(第四二九〇号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四二九一号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四二九二号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四二九三号)(第四二九四号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四二九五号)(第四二九六号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三〇〇号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四三〇一号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四三〇二号)(第四三〇三号)(第四三〇四号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三〇五号)(第四三〇六号)(第四三〇七号)
- 一、消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願(第四三〇八号)
- 一、リクルート疑惑の全容解明に関する請願(第四三〇九号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四三一〇号)(第四三一一号)(第四三一二号)(第四三一三号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四三一四号)(第四三一五号)(第四三一六号)(第四三一七号)(第四三一八号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四三一九号)(第四三二〇号)(第四三二一号)(第四三二二号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三二三号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三二四号)(第四三二五号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四三二六号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四三二七号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三二八号)(第四三二九号)(第四三三〇号)(第四三三一号)(第四三三二号)(第四三三三号)(第四三三四号)(第四三三五号)
- 一、リクルート疑惑の全容解明に関する請願(第四三三六号)(第四三三七号)(第四三三八号)(第四三三九号)(第四三四〇号)(第四三四一号)(第四三四二号)(第四三四三号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三四四号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三四五号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四三四六号)(第四三四七号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四三四八号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四三四九号)(第四三五〇号)(第四三五一号)(第四三五二号)(第四三五三号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三五四号)(第四三五五号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四三五六号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四三五七号)(第四三五八号)(第四三五九号)
- 一、リクルート疑惑の全容解明に関する請願(第四三六〇号)(第四三六一号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四三六二号)(第四三六三号)(第四三六四号)(第四三六五号)(第四三六六号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四三六七号)(第四三六八号)(第四三六九号)(第四三七〇号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四三七一号)
- 一、消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願(第四三七二号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四三八〇号)(第四三八一号)(第四三八二号)(第四三八三号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四三八四号)(第四三八五号)(第四三八六号)(第四三八七号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四三八八号)(第四三八九号)(第四三九〇号)
- 一、文化・芸術活動に課する入場税撤廃、消費税反対等文化政策の拡充に関する請願(第四三九一号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四三九二号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四三九三号)(第四三九四号)(第四三九五号)(第四三九六号)(第四三九七号)(第四三九八号)(第四三九九号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四四〇〇号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四四〇三号)(第四四〇四号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四四〇五号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四四〇六号)(第四四〇七号)
- 一、リクルート疑惑の全容解明に関する請願(第四四〇八号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四四〇九号)(第四四一〇号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四四一一号)(第四四一二号)(第四四一三号)(第四四一四号)(第四四一五号)(第四四一六号)(第四四一七号)(第四四一八号)(第四四一九号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四四二〇号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四四二一号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四四二三号)
- 一、新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第四四二五号)
- 一、消費税の導入反対に関する請願(第四四二六号)(第四四二七号)(第四四二八号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四四二九号)
- 一、消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願(第四四三〇号)
- 一、消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第四四三一号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四四三二号)(第四四三三号)(第四四三四号)
- 一、消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(第四四三五号)
- 一、リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(第四四三八号)
- 一、不公平税制の是正、新大型間接税の導入反対に関する請願(第四四三九号)(第四四四〇号)

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四二〇六号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 大阪府北区錦町二ノ二国鉄労働組

合大阪会館 波部鉄 外一万九百八十二名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二〇七号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 島根県平田市多町一、三八〇ノ七 坂本春雄 外千九百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二〇八号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 島根県鹿足郡六日市町七日市九一〇 石川美鈴 外千九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二〇九号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(二通)

請願者 千葉県印旛郡白井町南山二ノ六ノ三 寺平功 外二千三百六十六名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二一〇号 昭和六十三年十二月二日受理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区志茂二ノ二八ノ二 飯野忠夫 外十六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四二一一号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願

請願者 名古屋市中村区森末町三ノ二四 平本幸子 外二十七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四二一二号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願

請願者 名古屋市中村区金屋二ノ二六四 前田美夕紀 外九百三十三名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四二一三号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願

請願者 京都市右京区鳴滝川西町三五ノ四 九片山博之 外三百六十六名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四二一四号 昭和六十三年十二月二日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川一ノ八ノ六 太田康弘 外七十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二一五号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区四の宮神田町五二 井戸久喜 外百七十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二一六号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 埼玉県三郷市花和田一三七 秋谷澄子 外一万五百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二一九号 昭和六十三年十二月二日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久一ノ二九ノ九 依田幸司 外八名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二二〇号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市清風町一七ノ七 竹中秀男 外百七十七名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二二一号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 京都府竹野郡丹後町竹野九三三 大下省三 外千二百九十五名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二二二号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字長洲二二ノ一 高橋久美子 外二千百十七名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二二三号 昭和六十三年十二月二日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江三ノ四六 塚本五郎 外二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二二四号 昭和六十三年十二月二日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺一ノ一ノ一三 戸塚隆久 外二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二二五号 昭和六十三年十二月二日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都北区豊島七ノ一三ノ五 大野靖夫 外二名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二二六号 昭和六十三年十二月二日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都杉並区浜田山四ノ六ノ三 奥山益太郎 外十名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二二七号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市北区衣笠東開キ町八 小林久司 外百七十九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二二八号 昭和六十三年十二月二日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨石ヶ坪町一ノ八 河本駿作 外百七十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二二九号 昭和六十三年十二月二日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市飯山満三ノ一、五三
七 北沢忠夫 外五百九名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二二三号 昭和六十三年十二月二日受理
消費税の導入反対に関する請願(一通)
請願者 京都市北区大宮南箱ノ井町二九
久我秀和 外八百三十六名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二二三号 昭和六十三年十二月二日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市松戸七二六ノ五ノ三
〇三 渡辺和彦 外千三名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四二三四号 昭和六十三年十二月二日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 東京都墨田区墨田三ノ三六ノ七
茅澤ユミ子 外四名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二三五号 昭和六十三年十二月三日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願(一通)
請願者 東京都葛飾区白鳥三ノ三一ノ一一
河野強 外九名
紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二三六号 昭和六十三年十二月三日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願
請願者 東京都東村山市秋津町四ノ二五ノ
一六 北澤哲也 外十四名
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二三七号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都市中京区王生土居ノ内町四〇
奥瀬民蔵 外百七十九名
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二三八号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都府亀岡市曾我部町寺広畑二六
小谷昭雄 外百八十名
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二三九号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都府舞鶴市宇和田八〇五 川井
彰 外百七十九名
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二四〇号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する
請願
請願者 東京都品川区中延五ノ九ノ二二
村田千恵子
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四二四一号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税導入反対に関する請願

請願者 大阪市港区夕風一ノ一四ノ二〇
山中良市 外九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四二四二号 昭和六十三年十二月三日受理
国民不在の税制改革と消費税導入反対に関する請
願
請願者 東京都足立区神明三ノ二三ノ一三
西村範男 外五千名
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第四二四三号 昭和六十三年十二月三日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願
請願者 東京都北区志茂五ノ二六ノ一 稲
垣政夫 外十七名
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四二四四号 昭和六十三年十二月三日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願
請願者 東京都杉並区和田二ノ一四ノ一五
土屋美喜子 外五名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二四五号 昭和六十三年十二月三日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願
請願者 東京都立川市栄町四ノ一五ノ七
品川さえ子 外九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二四六号 昭和六十三年十二月三日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江四ノ二四ノ
五ノ六ノ一〇五 白石澄夫 外九
名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二四七号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都府福知山市一ノ宮六二四 小
森真実 外百七十九名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二四八号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する
請願
請願者 東京都杉並区善福寺二ノ一八ノ二
喜多英二 外二名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四二四九号 昭和六十三年十二月三日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 大分県竹田市大字平田八八九 後
藤三重子 外千四百五名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二五〇号 昭和六十三年十二月五日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願
請願者 東京都荒川区東尾久一ノ一〇ノ二
小林典子 外二十四名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二五五号 昭和六十三年十二月五日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願

請願者 東京都保谷市北町三ノ九ノ七 伊藤右輔 外四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二五六号 昭和六十三年十二月五日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(二通)

請願者 東京都葛飾区水元二ノ三ノ五 小林裕子 外九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二五七号 昭和六十三年十二月五日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都葛飾区水元四ノ七ノ二七 高橋孝夫 外十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二五八号 昭和六十三年十二月五日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都東村山市秋津町三ノ三七ノ三八 阿久津久作 外四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二五九号 昭和六十三年十二月五日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市神明二ノ五二ノ一四 荒畑裕子 外四名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二六〇号 昭和六十三年十二月五日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

現に関する請願

請願者 東京都立川市西砂町三ノ三三ノ一 山口眞一 外九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二六一号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市西京区桂千代原町五六ノ二 奥田数夫 外百七十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二六二号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都府宇治市広野町一里山五ノ一四 今江博子 外百七十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二六三号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市伏見区淀新町八三 清水真美 外百七十九名

紹介議員 田淵 敏二君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二六四号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市中京区壬生相合町一五ノ一 土壁靖央 外百七十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二六五号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市若林五ノ一〇ノ二九 岡田善吉 外三十名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二六六号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 横浜市泉区中田町一二七ノ八 村崎政子

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四二六七号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷五ノ二〇ノ九 杉浦光栄

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四二六八号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(二通)

請願者 福岡県三井郡北野町稻敷 林田善次郎 外二千一名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二六九号 昭和六十三年十二月五日受理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区岩淵町三一ノ九住吉荘 長倉敏明 外二十名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四二七〇号 昭和六十三年十二月五日受理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願

請願者 静岡市上足洗一ノ一〇ノ三 岸本弘通 外三百六十一名

紹介議員 大木 正吾君

第四二七一号 昭和六十三年十二月五日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉二ノ二二 坂本彬 外六名

紹介議員 田淵 敏二君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二七二号 昭和六十三年十二月五日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区西一ノ江二ノ二五 野田 哲君

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二七三号 昭和六十三年十二月五日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区関原一ノ四ノ二〇 渡辺貞子 外四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二七四号 昭和六十三年十二月五日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区上祖師谷六ノ八ノ二三 野崎源三郎 外四名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二七五号 昭和六十三年十二月五日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀四ノ一六ノ二五 深沢秋清 外十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二七六号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願(二通)
請願者 東京都北区滝野川三ノ六七ノ九ノ
四〇一 山口静江

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二七七号 昭和六十三年十二月五日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願
請願者 東京都北区赤羽台三ノ一六ノ七
高橋勲夫 外八名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二七八号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都市伏見区深草野田町七ノ一郵
政宿舍二一四 古田祐一 外百八
十四名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二七九号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都府北桑田郡京北町字下黒田
井本みと 外百八十四名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二八〇号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都市下京区西七条名倉町二二
柏原勇人 外百七十五名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二八一号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府浪速区幸町二ノ二ノ三三
平井正也 外六千九十八名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二八二号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都市左京区東丸太町三ノ四三ノ
一〇一 沢田悦二 外百七十五名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二八三号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(二
通)
請願者 北海道苫小牧市光洋町三ノ二〇ノ
九ノ四区 米田孝則 外千九百九
十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二八四号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(四
通)
請願者 北海道苫小牧市澄川町三ノ二ノ一
五 山本弘子 外三千四百八十四
名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二八五号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(三
通)
請願者 北海道苫小牧市北光町三ノ七ノ二
三 野口信一 外二千九百九十九
名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二八六号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(二
通)
請願者 北海道苫小牧市新中野一ノ一二ノ
五 成田光彦 外千九百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二八七号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と租税特別措置法第二十六条改悪反
対、合理的医業税制の確立に関する請願
請願者 大阪府守口市金下町一ノ四五 橋
本忠雄 外十七名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三〇六七号と同じである。

第四二八八号 昭和六十三年十二月五日受理
文化・芸術活動に課する入場税撤廃、消費税反対
等文化政策の拡充に関する請願
請願者 愛知県豊川市森四ノ六八ノ三一
中田茂夫 外九千九百八十名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三一一四号と同じである。

第四二八九号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 長崎市長崎市寄合町三ノ一八 岩端泉
外六百五十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四二九〇号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 京都市右京区鳴滝音戸山町一〇ノ
一三〇 藤田順一 外二百三十三
名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四二九一号 昭和六十三年十二月五日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願
請願者 東京都荒川区東日暮里四ノ二九ノ
三 嶋田光敏 外九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二九二号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都府綾部市睦合町前田四〇 福
井貞文 外百八十名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二九三号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 大分市志村村山一、九九二県民生
協物流センター内大分県生活協同
組合連合会会長 藤本良次 外千
四百六十名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二九四号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 北海道様似郡様似町大通一丁目
本多幸江 外九百八十八名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四二九五号 昭和六十三年十二月五日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 東京都江戸川区上篠崎町四ノ二二
六ノ六 望月辻夫 外三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四二九六号 昭和六十三年十二月五日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原三ノ四〇ノ八
坂本福太郎 外一名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三〇〇号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 岐阜県美濃市泉町一、五九二 森
隆夫 外八百六名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三〇一号 昭和六十三年十二月五日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 大阪府住吉区長居一ノ一〇ノ三ノ
五〇三 小寺康雄 外二千三十六
名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三〇三号 昭和六十三年十二月六日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願
請願者 東京都葛飾区金町二ノ一ノ八ノ二
〇二 徳永登 外九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三〇四号 昭和六十三年十二月六日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願
請願者 東京都東村山市青葉町二ノ一三ノ
一六 重本弘子 外四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三〇五号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都市山科区竹鼻サイカシ町一三
ノ三 丸山真由美 外百七十三名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三〇六号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都府綴喜郡田辺町三山木西ノ河
原三六ノ一 田中博正 外百八十
二名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三〇七号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市西築野一ノ一六ノ九
吉川美智代 外百七十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三〇八号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間二、〇八五
井上恵美子

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四三〇九号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願
請願者 東京都北区岩淵町二八ノ一三 山
本憲二 外十七名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四三一〇号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 東京都小平市学園西町一ノ二三ノ
一五ラシーヌ一橋 桜井みどり
外百七十九名

紹介議員 永久八重子君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三一一号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 新潟市南万代町三ノ四七 伊藤順
子 外二千四百二十二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三一二号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ一三ノ二
山崎良雄 外三百五名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三一二号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚新町二ノ七ノ一
七 藤丸一江
和美美君

紹介議員 鈴木 和美美君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三一二号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区平井一ノ一三ノ八
三條涼子 外五名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三一五号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区本駒込四ノ一四ノ六
山本和子 外五名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三一六号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都足立区千住曙町三ノ一四
鈴木志げ子

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三一七号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都足立区六月二ノ二九ノ六ノ
三〇二 森藤昭 外二名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三一八号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 埼玉県野市下落合三ノ一三ノ一
九 大勝勇 外十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三一九号 昭和六十三年十二月六日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願
請願者 東京都荒川区西日暮里六ノ三一ノ
五 田村清 外十二名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

三五

第四三四一号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出北三ノ六ノ一
二 中林才之助 外二千五百名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四三四二号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出北三ノ五ノ一
二 竹内明美 外二千五百名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四三四三号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出北三ノ七ノ一
三 永岡一泰 外三千五百三十九名

紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四三四五号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市不入斗町三ノ二
二ノ四六 及川富造 外七十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三四六号 昭和六十三年十二月六日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都墨田区業平四ノ一四ノ一二
宮沢昭人

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三四七号 昭和六十三年十二月六日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都板橋区大山西町一七ノ一
石川清 外四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三四八号 昭和六十三年十二月六日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 北海道恵庭市有明町六六 寺田定夫 外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三五〇号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都練馬区高松町一ノ八ノ八
広島隆 外四名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三五一号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都葛飾区水元四ノ七ノ二二
新城菊一 外四名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三五二号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都国立市富士見台三ノ五ノ一
三 岩上洋一 外四名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三五三号 昭和六十三年十二月七日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都中野区江古田四ノ二ノ二
浜崎善人 外二十二名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三五四号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税の導入反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市下穂積二ノ九ノ二三
西田智巳 外百七十名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三五五号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨東塚本町三三
伊藤昭子 外百七十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三五六号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市稲津町一ノ四ノ三八
江間信子 外九名

紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四三五七号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台三ノ二ノ一七
七ノ三〇四 大山純一 外五百名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三五八号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 新潟県白根市大字上下諏訪木七七
〇ノ一 広野茂 外五百名

紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三五九号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市南初富二ノ一ノ一
三一 寺島正方 外百名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三六〇号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区赤羽一ノ五二ノ七 増
淵和稔 外十六名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四三六一号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 千葉県習志野市香澄一ノ五ノ五ノ
二〇五 新保昭子 外二千二百二十
六名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四三六二号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税（大型間接税）の導入反対に関する請願（三
通）

請願者 東京都小平市上水本町一ノ二九ノ
三 菊嶋美紀 外四百名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三六三号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税（大型間接税）の導入反対に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町堀池二三ノ六
澤田雅代 外三百九十名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三六四号 昭和六十三年十二月七日受理

第四三六四号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 愛媛県松山市山越四ノ二ノ四一
高橋久恵 外千七百六十八名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三六五号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 大阪府箕面市新稲七ノ五ノ八
尾巖 外千四百八十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三六六号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 大阪府東大阪市中野一五ノ八
本洋昭 外百五十三名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三六七号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(二通)
請願者 埼玉県浦和市田島六ノ二ノ一二ノ
五〇三 青木咲子 外一名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三六八号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都中野区新井五ノ一七ノ九
伊藤由美子 外十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三六九号 昭和六十三年十二月七日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 神奈川県伊勢原市田中一、二〇〇
江端義広 外四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三七〇号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市三原二ノ二七ノ二二
島津清 外六名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三七一号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(二通)
請願者 東京都足立区佐野一ノ三ノ五 林
賢一 外十四名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三七二号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願(二通)
請願者 横浜市瀬谷区橋戸三ノ一七ノ五
台丸谷ソノ子 外一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四三八〇号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願
請願者 東京都足立区西保木間一ノ二二ノ
四 石橋正男 外九十六名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三八一号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願
請願者 東京都台東区根岸三ノ一四ノ八
茂木元義 外十四名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三八二号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(二通)
請願者 東京都杉並区堀ノ内二ノ一ノ四五
依田勝利 外八名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三八三号 昭和六十三年十二月七日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願
請願者 東京都墨田区堤通二ノ八ノ一六ノ
二〇一 奈良輪里美 外四名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三八四号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡三朝町山田五六一
松原一郎 外千七百六十八名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三八五号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都文京区千駄木三ノ二二ノ一
六 川村健太 外千六十名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三八六号 昭和六十三年十二月七日受理

消費税の導入反対に関する請願
請願者 神奈川県綾瀬市深谷四九九 斉藤
清一 外千七百三十五名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三八七号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都市南区八条内田町九一ノ五
小林徹也 外百七十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三八八号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 大分県杵築市下原 中根ヤス子
外千七百八十七名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三八九号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 神奈川県小田原市小竹さつきが丘
一〇ノ二 白石四郎 外五百十四
名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三九〇号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市青葉町二ノ五ノ六
ノ三〇五 中條和彦 外九百九十
九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四三九一号 昭和六十三年十二月七日受理
文化・芸術活動に課する入場税撤廃、消費税反対等文化政策の拡充に関する請願

請願者 茨城県水戸市本町三ノ一六ノ二三
朝川君代 外四百六十三名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三二一四号と同じである。

第四三九二号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 東京都三鷹市井口四ノ五ノ一三
高木茂男 外三百八十四名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四三九三号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 千葉県柏市松ヶ崎三四二ノ一四
門沢智子 外三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三九四号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 横浜市泉区新橋町一、三〇五 佐藤功江 外四名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三九五号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都墨田区東向島四ノ三五ノ一
小林国雄 外二名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三九六号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(三通)

請願者 東京都足立区千住宮元町一五ノ一
九 普野アサ子 外二名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三九七号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 東京都荒川区尾久一ノ七ノ三 宮浦高人 外一名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三九八号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都北区上十条一ノ二〇ノ二 杉下左右司
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四三九九号 昭和六十三年十二月七日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(三通)

請願者 東京都小金井市本町四ノ一三ノ二 吉本重義 外八名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四〇〇号 昭和六十三年十二月七日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷四ノ五ノ二 四 山口政弘 外五百一名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四四〇三号 昭和六十三年十二月八日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都杉並区堀ノ内二ノ一ノ四五
依田雪江 外四名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第四四〇四号 昭和六十三年十二月八日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都墨田区堤通二ノ七ノ一〇ノ八〇三 佐久間順子 外四名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第四四〇五号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 神戸市北区甲栄台五ノ四ノ八 堀重徳 外二千七百二十四名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四六六号と同じである。

第四四〇六号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市藤原町一ノ二〇八ノ一 一ベアタウン船橋Aノ二〇四 藤井健二 外五百名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四四〇七号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 千葉県鎌ヶ谷市道野辺九七九ノ四 二 大澤泉 外九十七名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四四〇八号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の全容解明に関する請願
請願者 東京都葛飾区西水元六ノ二二ノ一 〇 竹田茂 外十七名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四四〇九号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 茨城県水戸市堀町二、一〇五 篠原牧 外八十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四四一〇号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市緑ヶ丘四ノ二一ノ一八 千葉隆保 外七百七十五名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四四一一号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市上福岡一ノ三ノ一 〇 神山正義 外九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一二号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都江東区北砂五ノ三ノ二 糸久ふく子 外二名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一三号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区大杉三ノ二一ノ一 三 佐久間寛一
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一四号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 埼玉県狭山市水野一、〇八六ノ四
吉田小夜子 外六名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一五号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ三二ノ一五
長谷部瑛

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一六号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂三、四三七
北沢貴十郎

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一七号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 神戸市灘区鶴甲二ノ一四ノ二二
山本生人 外二十三名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一八号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 埼玉県入間郡三芳町藤久保三二三
ノ三 皆川万次 外十名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四一九号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 千葉県松戸市上矢切一、四三九
本間俊 外四名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四二〇号 昭和六十三年十二月八日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願
請願者 東京都保谷市北町二ノ九ノ一〇
佐々木良悦 外十四名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四二二号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市西船三ノ六ノ二三
藤本ヒサ 外二百二十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四四二三号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 岩手県岩手郡西根町平館第九地割
三五ノ二 伊五澤次夫 外百四十
九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四四二三号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 福井市運動公園一ノ三、五〇一
高木浩司 外百七十一名
紹介議員 永久八重子君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四四二五号 昭和六十三年十二月八日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実
現に関する請願(二通)
請願者 東京都国立市谷保六、六六五ノ一
八ノ五〇六 米山定夫 外九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四二六号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 川崎市幸区幸町一ノ一五 尾崎
三津子 外千三百三十四名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四四二七号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税の導入反対に関する請願
請願者 京都市上京区鞍馬口通大宮西入
尾崎清一 外百七十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四四二八号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税の導入反対に関する請願(四通)
請願者 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保九
〇七 濱砂豊子 外千九百六十二
名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四四二九号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する
請願(二通)
請願者 千葉県山武郡山武町横田五一六
佐々木久栄 外一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四四三〇号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 埼玉県加須市大門町七ノ二五 矢
沢民生 外五万五千二百名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四四三一号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願
請願者 新潟市西大畑町六二〇 久保田知
明 外七百三十六名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四四三二号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区二ツ橋町一〇九 谷
口靖太郎 外四名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四三三号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願(三通)
請願者 山梨県大月市大月二ノ一五ノ三
池川芳男 外八名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四三四号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反
対に関する請願
請願者 群馬県館林市上赤生田町 関口初
夫 外二十三名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四三五号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市坪井町七三六ノ一一
一 伊藤広 外四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四三八号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願(二通)
請願者 埼玉県大宮市御蔵七五ノ五 大久保潤一 外一名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四四三九号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区千歳台三ノ二七ノ八 福島清志 外二万三千八百八十名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四〇号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都足立区梅田一ノ三二ノ二 鶴岡陽太郎 外二万三千八百二十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四一号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区平井三ノ四ノ六ノ二二〇 永田正夫 外二万三千八百二十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四二号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市東井財三ノ一八ノ一八 木村静恵 外二万三千八百二十九名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四三号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区水元四ノ二ノ八 宮崎昌治 外二万三千八百二十九名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四四号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 埼玉県川越市越の場二、一七ノ一 一 猪鼻洋 外二万三千八百二十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四五号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市常盤平柳町六ノ四ノ三〇八 今里健児 外二万三千八百二十九名

紹介議員 稻村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四六号 昭和六十三年十二月八日受理

不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相武台団地二ノ八ノ二ノ二六 田村笑子 外二万三千八百二十九名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四七号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大谷一、四六二ノ三 黒白国雄 外二万三千八百二十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四八号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都国分寺市富士本三ノ一〇ノ二六 南條祐子 外二万三千八百二十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四四九号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市本町五ノ一ノ五 橋本桂子 外二万三千八百二十九名

紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五〇号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都昭島市宮沢町四二〇ノ八

望月淳子 外二万三千八百二十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五一号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 茨城県牛久市栄町四ノ二七 福澤和也 外二万三千八百二十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五二号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 神奈川県綾瀬市上土棚五二ノ三 七 尾上正夫 外二万三千八百二十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五三号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 千葉県印旛郡栄町南ヶ丘一ノ九二 池田平八郎 外二万三千八百二十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五四号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願
請願者 千葉県柏市酒井根二六五ノ二三 佐藤勝美 外二万三千八百二十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五五号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 茨城県古河市大山一、六〇〇ノ二
町島和夫 外二万三千八百二十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五六号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都文京区白山二ノ一七ノ一一
東城明良 外二万三千八百二十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五七号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜五ノ七ノ
一一ノ二一 森村光男 外二万三千八百二十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五八号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県座間市相模ヶ丘四ノ二ノ
一五 久保田義浩 外二万三千八百二十九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四五九号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

請願者 埼玉県越谷市南越谷一ノ二ノ二二
新沼隆 外二万三千八百二十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六〇号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都保谷市北町三ノ九ノ四 石
橋愛子 外二万三千八百二十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六一号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町二ノ一
五ノ一五ノ一〇 高橋豊 外二万三千八百二十九名

紹介議員 田淵 敷二君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六二号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都港区芝浦三ノ二ノ二三ノ七
〇五 早坂幸宏 外二万三千八百二十九名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六三号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都田無市向台町二ノ二ノ一
村主忠美 外二万三千八百二十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六四号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西五ノ一六ノ一
〇 刃山光男 外二万三千八百二十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六五号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 埼玉県越谷市七左町六ノ一七七
小菅孝治 外二万三千八百二十九名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六六号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台七ノ六ノ二
〇一 大橋健治 外二万三千八百二十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六七号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区新堀五ノ一四ノ四
金山裕良 外二万三千八百二十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六八号 昭和六十三年十二月八日受理

不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 千葉県八千代市萱田二、二三四ノ
一一 瀧本文夫 外二万三千八百二十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四六九号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都東村山市美住町一ノ四ノ一
五ノ三〇三 津村春夫 外二万三千八百二十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七〇号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市初富四九ノ二六
〇 出川高志 外二万三千八百二十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七一号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都田無市本町七ノ一三ノ二四
三〇三 菊島幸朗 外二万三千八百二十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七二号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制のは正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県平塚市真田五七二ノ一二

二 桑原但 外二万三千八百二十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七三号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 兵庫県加古川市野口町水足二二一
ノ一 毛利志保美 外二万三千八百二十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七四号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区経堂二ノ一二ノ二
〇 二宮孝雄 外二万三千八百二十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七五号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市亀井野三ノ一五ノ一
一八 安西浩二 外二万三千八百二十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七六号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市本郷四、一二一
ノ三 橋本章 外二万三千八百二十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七七号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 川崎市麻生区栗木台一ノ一〇ノ二
山本信行 外二万三千八百二十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七八号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県秦野市平沢七二ノ六
阿久津忠三 外二万三千八百二十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四七九号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県小田原市曾比二、三八四
米山敦 外二万三千八百二十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四八〇号 昭和六十三年十二月八日受理
不公平税制の是正、新型間接税の導入反対に関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡山北町山北二、
〇四〇 石川実 外二万三千八百二十九名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第四四八一号 昭和六十三年十二月八日受理
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実

現に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋二ノ四ノ六 佐
久間嘉春 外十四名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四八二号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都府与謝郡野田川町石川二、九
三五ノ四 三木勇 外百七十六名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四四八三号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨芝本町三七ノ一
一 今井喜三 外百七十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四四八四号 昭和六十三年十二月八日受理
消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 大分市羽田一五組 首藤清明 外
二千五百八十二名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四四八五号 昭和六十三年十二月八日受理
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 千葉県銚子市長塚町二ノ五六一
塙俊雄 外四名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

昭和六十三年十二月二十四日印刷

昭和六十三年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局